

# 消防の動き



2015  
5  
No.529

- 消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正等
- 第3回国連防災世界会議が開催されました - 2030年までの新たな防災の国際指針を策定 -
- 「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」報告書の概要について
- 「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書の概要について
- 「平成26年度石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要について



FDMA  
住民とともに

消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 目次

CONTENTS

特報1	消防学校の施設、人員及び運営の基準及び…… 4 消防学校の教育訓練の基準の一部改正等
特報2	第3回国連防災世界会議が開催されました…… 6 － 2030年までの新たな防災の国際指針を策定－
特報3	「土砂災害時の救助活動のあり方に…… 12 関する検討会」報告書の概要について
特報4	「突発的局地的豪雨による土砂災害時に…… 15 おける防災情報の伝達のあり方に関する 検討会」報告書の概要について
特報5	「平成26年度石油コンビナート等防災体制…… 17 検討会報告書」の概要について

平成27年5月号 No.529

**巻頭言** 地域防災力のさらなる強化（名古屋市消防長 堀場和夫）

## Report

平成26年（1月～12月）における火災の概要（概数）…………… 19

## Topics

「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の開催…………… 21

平成26年度優良少年消防クラブ・指導者表彰…………… 22

平成27年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表について…………… 23

## 緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊の登録隊数（平成27年4月1日現在）…………… 24

## 先進事例紹介

よなご消防団活性化プロジェクトの概要…………… 26

～地域防災力の充実強化に向けて～（鳥取県 米子市防災安全課）

災害に強くなる消防の広域化（長野県 上伊那広域消防本部）…………… 28

## 消防通信～望楼

大和市消防本部（神奈川県）／尼崎市消防局（兵庫県）…………… 30

遠野市消防本部（岩手県）／酒田地区広域行政組合消防本部（山形県）

## 消防大学校だより

新任教官科（第8期）…………… 31

NBCコース（第4回）…………… 32

## 報道発表等

最近の報道発表（平成27年3月25日～平成27年4月24日）…………… 33

## 通知等

最近の通知（平成27年3月25日～平成27年4月24日）…………… 34

広報テーマ（5月・6月分）…………… 35

## お知らせ

住宅用火災警報器の普及促進について（住宅防火防災推進シンポジウムの紹介）…………… 36

風水害に対する備え…………… 37

e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ…………… 38



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 地域防災力のさらなる強化



名古屋市消防長 堀場 和夫

名古屋市は、本州中央部の濃尾平野に位置し、伊勢湾に南面した面積326.43平方キロメートルの緩やかな東高西低の地勢を形成し、東部の丘陵地、中央部の台地、北・西・南部の沖積地による3つの地形から成り立っています。

当局では、昭和34年伊勢湾台風の襲来により、死者1,800人余、被災世帯13万人に及ぶ大災害を経験し、そこでの防災に対する教訓から、その後のまちづくりに対する「無災害都市」への示唆を与えるものとなりました。昭和38年に「名古屋市地域防災計画」を策定し、対策すべき災害のひとつとして地震を位置付け、各種調査研究を行うとともに、平成7年の阪神・淡路大震災の発生や平成14年の東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定及びその翌年の平成15年に東南海・南海地震防災対策推進地域への指定を受け、本市では「名古屋市防災条例」を平成18年に制定し、「自助、共助、公助」の理念を念頭に震災対策の推進を図って参りました。

さらに、現在は頻発する集中豪雨など甚大な自然災害が各地で発生するなか、南海トラフ巨大地震の発生に備えるためにも消火・救急・救助といった公助の力に加え、自助・共助といった地域防災力の向上に向けた取組みが緊急の課題となっています。

名古屋市では、今年度防災をはじめとする危機管理施策をより一層強化に推進するとともに、地域防災力の向上に向けた地域との協力・連携を強化し、安心・安全なまちづくりを図ることを目的に、昭和61年度から消防局が担ってきた防災部門を独立させ、市長をトップに全局を統括し、防災施策を総合的かつ計画的に継続して推進していく「防災危機管理局」を新たに設置した組織改正を行いました。

特に、地域防災力の向上については専門組織として地域防災室を設置し、区役所、消防局の有機的な連携を図り、地域防災力の中核である消防団、地域団体に入り込んで市民の付託に応える仕組みとしました。

消防局における具体的な取組みとして、各消防署で行なってきた「防災安心まちづくり運動」や「助け合いの仕組みづくり」の他、家庭や事業所での家具転倒・落下の防止対策や備蓄物資の準備などの普及啓発などにあたっていくとともに、消防署の持つ機動力を生かしてこれまで以上に積極的に地域に出向き、地域のニーズをしっかりと把握し、自助・共助を育む公助として「顔の見える関係」、「災害に立ち向かっていける風土づくり」を築きあげ地域防災力の向上を進めるところであります。

さらに、災害による被害を最小限に留め、市民の生命・身体・財産を守ることを最大の使命として、地域における共助の構築のための方策の一つとして「地域と事業所との支援協力に関する覚書の締結」についての支援を実施しています。

この覚書は、一時的な避難場所としての事業所の敷地やバール・ジャッキといった救助資機材の提供等に締結されるもので名古屋市総合計画2018において、現在1,115件の協力締結を事業所と結んでいます。平成30年度までに1,550件に増やすことを目標とし、現在、取組みを進めているところです。さらには、食糧や飲料水など生活物資の提供についても共助の輪を広めるなど、より一層の推進を図っていきます。

今後も、「地域防災力のさらなる強化」を主眼にした、「顔の見える関係」「災害に立ち向かっていける風土づくり」を築き、市民が安心して安全に暮らせる魅力あるまちづくりに向けて、職員一丸となって地域防災力の向上に取り組んでまいります。

# 消防学校の施設、人員及び運営の基準 及び消防学校の教育訓練の 基準の一部改正等

消防・救急課

## 1 改正の趣旨

全国の消防本部においては、平成19年度前後から消防職員の大量退職期を迎え、これに伴う新規採用者の大幅な増加により、組織の新陳代謝（世代交代）が進むとともに、専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員の減少と、経験の浅い若年層の消防職員の増加により、災害対応力の低下が懸念されています。

また、災害の態様が複雑多様化していることに加えて大規模化の様相を強めており、大規模な自然災害等の発生に伴う緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められています。さらに、高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令等の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいます。一方で消防学校における教育訓練は消防職員及び消防団員を主な対象としていますが、その教育訓練内容を定めた「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）は、平成15年度に全部改正が行われて以降、消防団員の教育訓練については平成25年度に改正していますが、消防職員の教育訓練に関しては見直しがないうまま10年余が経過し、昨今の消防を取り巻く状況の変化等を考慮した検討が必要な時期となっております。こうした背景のもと、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が求められていることから、消防学校における教育訓練の充実を図ることを目的に今般、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部を改正しました（平成27年3月31日消防庁告示第7号及び第8号）。併せて消防学校の教育訓練の基準の教育指標を一部改正したほか、より高度な教育訓練を実施するための人材活用スキームについて新たに運用することとし、それぞれ通知を発出しました。

## 2 告示の改正概要について

改正の概要については、以下のとおりです。

### 1 《消防学校の施設、人員及び運営の基準の主な改正概要》

#### (1) 校舎等 [第3条関係]

経験の浅い若年層の職員の増加や、災害の態様が複雑多様化していることなどを踏まえ、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことの出来る訓練施設（模擬消火訓練装置、実火災体験型訓練施設、震災訓練施設等）を標準的に備えるべき施設として基準に加えるとともに、実践的訓練施設を複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することも差し支えないこととしました。

#### (2) 消防学校の教員数 [第7条関係]

各消防学校の教育訓練の開講状況によっては年間の在籍学生数に大きな変動があり、従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式では、学生数が最も多くなる時期（以下「最繁忙時の学生数」という。）における学生の安全管理等を行うに十分な人員を確保できない可能性がありました。そのため、各消防学校の最繁忙時の学生数に、学生数一人当たりに必要な標準的な職員数を乗じた数に、消防学校の規模による補正係数（※）で補正した数を基準とする算定方式に改めました。具体的な算定方式は以下のとおりです。

$$\text{各消防学校において必要な教員数} = \left[ 0.09 \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{当該消防学校の} \\ \text{最繁忙時の学生数} \end{array} \right] \times \left[ \text{補正係数} \right]$$

標準的な消防学校における  
最繁忙時の学生一人当たり  
に必要な職員数

#### (※) 別表第三

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	一.二
七十人以上百人未満	一.六七から最繁忙時の学生数に〇.〇〇六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	一
百四十人以上百九十人未満	一.五六から最繁忙時の学生数に〇.〇〇四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	〇.八

備考 補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (3) 施行日等

平成27年4月1日から施行

### 2 《消防学校の教育訓練の基準の主な改正概要》

#### (1) 初任教育 [第4条第2項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、実科訓練の時間数の増加や教科目の統廃合等による適正な教科目設定及び時間



配分となるよう別表第1を改正しました。

(2) 専科教育 [第5条第3項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、適正な教科目設定及び時間配分となるよう別表第2を改正しました。

(3) 幹部教育 [第6条第4項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、適正な教科目設定及び時間配分となるよう別表第3を改正しました。

(4) 施行日等

平成27年4月1日から施行

ただし、上記施行日から起算して1年を超えない期間内において実施する初任教育、専科教育及び幹部教育については、改正後の別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができますものとしています。

3 消防学校の教育訓練の基準の一部改正に伴う教育指標の一部改正について (通知)

消防学校の教育訓練の基準の一部が改正されたことに伴い、各教科目の具体的な内容を示している教育指標を一部改正しました。主な改正概要については以下のとおりです。

(1) 初任教育 [別表第1関係]

大規模災害時における消防機関の対応に関する教育内容の拡充を図るため、基礎教育及び実務教育中における主眼とすべき教育内容に緊急消防援助隊に関する内容を追加しました。

(2) 専科教育 [別表第2関係]

消防法令違反が多い現状等を踏まえ、予防査察科における違反処理に関する教育の充実を図りました。また、救助科について、実際の活動に即した内容の充実を図るため、緊急消防援助隊における他機関との連携活動要領や検索救助活動の統一した活動標示(マーキング)方式を追加しました。

(3) 幹部教育 [別表第3関係]

各消防本部の負担等を考慮し、合計時間数は現行のままとした上で、現場指揮要領(緊急消防援助隊での活動も含む。)や災害現場における安全管理、ハラスメント防止等の内容を拡充しました。

4 より高度な教育訓練を実施するための人材活用スキームについて (通知)

(1) 運用の目的

消防学校における教育訓練の充実強化に当たって

は、教員となる人材の量的・質的確保が重要であり、前述の教員数の算定方式の改正により、量的確保を行いました。さらに、質的確保として、資質を備えた消防職員の活用及び高度の専門的知見のある有識者等の活用の2種類の人材活用方策を今回、新たに運用することとしました。

(2) 消防大学の教育訓練を修了した人材を活用するスキーム

消防大学が行う教育訓練の卒業・修了生名簿(以下「修了者リスト」という。)を消防大学が定期的に各消防学校へ提供し、各消防学校において修了者リストを一括管理し、消防学校及び都道府県内の消防本部が行う教育訓練における教員、講師等の選定に活用できるようにしました。なお、各消防学校においては、修了者リストに登録された職員の異動状況等をおおむね3年間把握することで、関係者が有効に活用できるよう心掛けることとしています。

(3) 消防大学の「客員教授」制度を活用するスキーム

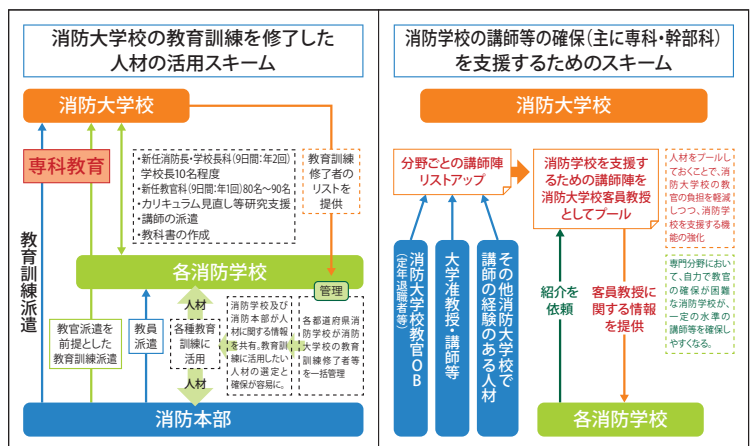
消防大学では、学生の教育に当たる者のうち、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し、同校における教育上又は学術上の貢献が顕著であり、かつ一定の条件を満たす者に対し「客員教授」の称号を授与しています。この仕組みを充実強化させ、各分野について必要な知見を有する消防大学客員教授リストを各消防学校に提供し、各消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資することとしました。

(4) スキームの運用開始時期

平成27年4月1日からそれぞれ運用を開始しました。

(5) その他

それぞれのスキームのイメージを以下に示します。



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 大河内、日影  
TEL: 03-5253-7522

## 第3回国連防災世界会議が開催されました —2030年までの新たな防災の国際指針を策定—

参事官

### ○国連防災世界会議とは

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略について議論する国連主催の会議です。

第1回会議は平成6年（1994年）に横浜市で、第2回会議は平成17年（2005年）に神戸市で開催され、第2回会議では、平成17年から平成27年（2015年）までの国際的な防災の取組指針である「兵庫行動枠組」が策定されました。

### ○第3回国連防災世界会議の開催結果概要

第3回国連防災世界会議は、平成27年3月14日（土）から18日（水）までの5日間、仙台国際センター（宮城県仙台市）で開催されました。187カ国の代表、国際機関代表、認証NGO等6,500人以上（25名の首脳級含む100名以上の閣僚、国連事務総長、国連開発計画総裁）が参加し、併せて開催されたフォーラムや展示会などの関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加し、我が国で開催された国連関係の国際会議として最大級の会議となりました。

3月14日（土）には、天皇皇后両陛下ご臨席のもと開会式が行われ、安倍内閣総理大臣が-host国を代表して挨拶を述べられました。



開会式で天皇皇后両陛下のご先導を務められる高市大臣

### ○「女性のリーダーシップ発揮」セッション

高市大臣は、3月14日（土）に開催された「ハイレベル・パートナーシップ・ダイアログ」の「女性のリーダーシップ発揮」セッションに出席し、フィリピン共和国のレガダ上院議会議員とともに共同議長を務めました。

また、基調講演者として安倍内閣総理大臣が出席されるとともに、ハロネン フィンランド前大統領、奥山仙台市長等女性のリーダーシップに造詣の深い方々がパネリストとして出席され、英国ジャーナリストのリズ・カーン氏がモデレータを務められました。

高市大臣は開会の挨拶では、東日本大震災における我が国の女性消防団員、女性防火クラブの活動事例や震災後に地元女性が臨時災害FM局を立ち上げた事例を紹介するとともに、予防、応急、復旧・復興の災害対応の各段階における、女性のリーダーシップの重要性を強調しました。

次に、安倍内閣総理大臣が基調講演で、東日本大震災発生時の避難者へのケアと女性の役割、生業の再生における女性の役割等について説明されるとともに、平常時からの女性の参画として、全ての都道府県の防災会議への女性の参画、女性消防団員の増加について紹介され、女性の参画に向けた日本の貢献として、「仙台防災協カイニシアティブ」の主要プロジェクトのひとつとなる「防災における女性



天皇皇后両陛下ご臨席のもと開会式で挨拶を述べられる安倍内閣総理大臣

のリーダーシップ推進研修」の開始を発表されました。

その後、パネリストとセッション参加者による議論が行われ、バングラデシュのチョードリー防災大臣等各国の閣僚や国際機関の代表等が災害時に女性が果たす役割や女性のリーダーシップ発揮促進の支援策等について積極的に意見を述べられ、大変活発なセッションとなりました。

高市大臣は、各パネリストの意見、セッション参加者からの意見を踏まえ、防災分野で女性がリーダーシップを発揮するために必要な取組事例から、今後の取組に当たっての重要項目を取りまとめ、今後の更なる取組への期待を述べました。

共同議長が取りまとめた本セッションの成果は、最終日に全体会合に報告されました。



セッションで共同議長を務める高市大臣



開会の挨拶を述べる高市大臣

### ○第3回国連防災世界会議の成果

本会議の成果として、「兵庫行動枠組」の後継枠組となる「仙台防災枠組2015-2030」及び各国の防災に対する政治的コミットメントを表明した「仙台宣言」が策定、採択されました。

「仙台防災枠組2015-2030」には、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力が規定されており、事前の防災投資、「より良い復興（Build

Back Better)」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心のアプローチ、女性のリーダーシップの重要性等の日本が重視する点が盛り込まれています。

また、ハイレベル・セグメントにおいて、安倍内閣総理大臣が、国際社会における防災分野での我が国の貢献をさらに進めるため、「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、今後4年間で計40億ドルの協力の実施及び計4万人の人材育成を行うことを表明しました。

消防庁は、この「仙台防災枠組」を踏まえ、今後、地域防災力の充実強化や効果的な応急体制の構築等の防災対策の更なる強化に取り組んでまいります。

### 【「仙台防災枠組2015 - 2030」の概要】

#### 1 期待される成果と目標

##### ○期待される成果（Expected outcome）

人命・暮らし・健康と、人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産における災害リスク及び被害を大幅に削減する。

##### ○目標（Goal）

経済・ハード・法律・社会・健康・文化・教育・環境・技術・政治・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減するとともに、応急対応及び復旧のための事前の備えを強化し、以て強靱性（レジリエンス）を強化する。

##### 【グローバル目標（Global Targets）】

- ①死者数、②被災者数、③経済的損失、④医療・学校施設被害、⑤国家・地方戦略、⑥開発途上国への支援、⑦早期警戒情報アクセス

#### 2 優先行動（具体例）

##### ○優先行動1：災害リスクを理解する。

- ・防災教育、地域伝承の活用、普及啓発等
- ・災害リスク情報の周知
- ・関連データの収集・分析等のためのICTの利用 等

##### ○優先行動2：災害リスク管理のための災害リスク・ガバナンスを強化する。

- ・防災戦略、計画の策定
- ・コミュニティの行動に対するインセンティブの付与
- ・地方自治体と地域社会、コミュニティとの連携強化 等

##### ○優先行動3：強靱化に向けて災害リスク削減へ投資する。

- ・ハード・ソフト対策を通じた防災への官民投資 等

##### ○優先行動4：効果的な応急対応に向けた準備を強化するとともに、「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を行う。

- ・災害への備えと定期的な見直し
- ・避難場所・食糧・資機材の確保
- ・避難訓練の奨励
- ・早期警戒システム、緊急通信等の確保
- ・交通・通信インフラ等の強靱性確保 等

#### 3 ステークホルダーの役割

- 市民社会・ボランティア・地域団体等（特に女性、子供、障害者、高齢者等）の参加、学術界・研究機関・企業・専門家団体との連携、メディアによる広報・普及などが促進されるべき。

4 国際協力とグローバル・パートナーシップ

- 開発途上国には、国際協力と開発のためのグローバル・パートナーシップを通じた実施手段の提供（資金提供を含む。）の強化や、継続的な国際支援が必要。また、本防災枠組の実施に関し、グローバルな進捗の評価が必要。

○消防庁主催の関連事業

1 消防庁主催総合フォーラム

消防庁は、第3回国連防災世界会議の関連事業の中核的イベントである日本政府、仙台開催実行委員会主催の「総合フォーラム」の一環として、平成27年3月14日（土）に東北大学百周年記念会館川内萩ホール（宮城県仙台市）において、「地震、津波、土砂災害時における消防団、地域住民の役割」をテーマにしたフォーラムを開催しました。



坂本消防庁長官による主催者代表挨拶

本フォーラムには、国内外から900人以上の方が参加しました。



高市大臣によるビデオメッセージ

仙台市青葉消防団の岡村まき子氏による司会進行の下、開会に当たり、主催者である坂本消防庁長官から挨拶があり、続いて、高市大臣によるビデオメッセージが上映されました。その後、東日本大震災や伊豆大島の土砂災害、長野県北部地震時において実際に活動

した、5組6名の消防団員や地域住民などの方々から、各災害時の状況や活動事例等について発表があり、会場等との意見交換が行われました。最後に、これらの活動事例発表を踏まえて、神戸大学名誉教授の室崎益輝先生による総括がありました。

【高市大臣ビデオメッセージ】

総務大臣の高市早苗でございます。本日は、消防庁主催の総合フォーラムにご参加いただき誠にありがとうございます。

東日本大震災から4年が経過しました。震災によってかけがえない命を落とされた方々を想い、改めて哀悼の意を表しますとともに、愛するご家族を亡くされたご遺族の皆様の深い悲しみを思い、お悔やみを申し上げます。

東日本大震災のような大災害時に、被害を最小限に食い止めるためには、まずは、「自らの命は自らで守る」ことがとても重要です。また、地域や近隣の人々が「共に助け合う」ことも重要です。さらに、日本では、「自らの地域は自らで守る」という思いから、他に本業を持つ消防団が、全国各地域において、消防・防災活動を行い、地域の安心安全を担って下さっています。

本日は、東日本大震災や最近の大災害時において活動していただいた方々から、災害の状況や、活動内容、経験から得られた教訓を発表していただきます。東日本大震災の際、宮城県南三陸町では、学校の体育館などの避難所において、住民が共に助け合い、命をつなぎました。福島県南相馬市をはじめ、各地域において、消防団の方々が自らの命も顧みず、懸命に、地域住民の避難誘導や救助活動、水門閉鎖などに従事し、多くの命を救って下さいました。岩手県の釜石東中学校は、地震が発生してから数十分後には津波に襲われましたが、日頃の防災教育により、地震が発生すると同時に全員が、高台に避難することができました。また、昨年、長野県内陸部において、大きな地震が発生しましたが、物的被害は大きかったものの、消防団や地域住民などが倒壊家屋から住民を救出するなどの活動により、犠牲者は一人も出ませんでした。一昨年、台風による大規模な土砂災害が、伊豆大島で発生しましたが、消防団が長期にわたって、ご自身の仕事に優先して、地域住民の救助活動などを行って下さいました。

本日のフォーラムを通じて、東日本大震災をはじめとする災害とその教訓を共有し、一人一人が災害に備えることの重要性を改めて確認し、後世に伝えていきたいと思っております。私は、国民の生命と財産を守り抜くことが「国の究極の使命」だと考えています。皆さん、と一緒に、地域における防災力を高めていきましょう。

結びに、被災地の一日も早い復興と、本日で臨席の皆様の方々のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。



司会進行を行う仙台市青葉消防団の岡村まき子氏





【活動事例発表の概要】

①佐々木由貴氏（宮城県南三陸町役場職員）

「東日本大震災を経験して」

まずは、命を守るために自分が何をしなければいけないか考えること、常にいろいろな角度からシミュレーションをすること、日頃から自分なりのネットワークを広げ、特に避難場所となるところには震災時に必要だと思われる食料、飲料水などをあらかじめ備蓄しておくことが必要だと考える。自分が、家族が、みんなが助かるように、日頃から話し合うことが大切である。



佐々木由貴氏（宮城県南三陸町役場職員）

②長澤初男氏（福島県南相馬市消防団長）

「東日本大震災 南相馬市の状況と消防団活動」

東日本大震災の教訓は、①避難の呼びかけを待つてから避難するというこれまでの体制づくりから脱却し、自らが危険を察知し、自主的に避難する体制を構築していくこと、②これまでの津波に対する認識の甘さが、被害拡大につながった。今回の大震災の経験を後世に伝えるのが、私たちの役目であること、③「来ない」、「来るかもしれない」ではなく、「来る」という行動が必要であること。



長澤初男氏（福島県南相馬市消防団長）

③菊池のどか氏（岩手県立大学総合政策部1年）

「いのちでんこ～釜石東中学校の活動～」

震災を生き抜くためには、自分で状況を判断して臨機応変に対応できる知識を持つこと、絶対に生きるという強い気持ちを持つこと、家族や仲間と過ごす時間を大切にし、そして、信頼関係を築くことが大切だと思う。

震災によって、自然とともに生きることの難しさを知ったが、生きることはとても楽しくて、とても温かいということ、世界中の皆様に教えてもらった。私は、将来、高校の教師になり、若い世代が防災に関心が持てるように、高校で防災教育を行い日本全体に広げていきたい。



菊池のどか氏（岩手県立大学総合政策部1年）

④鎌倉宏氏（長野県白馬村堀之内区自主防災組織会長）

太田史彦氏（長野県白馬村三日市場区自主防災組織会長）

「長野県神城断層地震時における自主防災組織の活動」

地震により倒壊した家屋の中からみんなの力を合わせて住民を救出した。このことは「白馬の奇跡」として報道に大きく取り上げられたが、我々は奇跡とは思っていない。



写真左：鎌倉宏氏（長野県白馬村堀之内区自主防災組織会長）

写真右：太田史彦氏（長野県白馬村三日市場区自主防災組織会長）

両地区の住民は普段から人助けをすることが当たり前だと思って生活し、地区全体が一致団結し、近所の家族構成なども十分に把握しており、当たり前のことを当たり前に行っていたのである。

地域支え合いマップの作成や、災害時における明確な役割分担、自主防災組織の活動などによる日頃からの災害時の備え、それに加え地域の絆、人を思う助け合いの精神、これが家屋の下敷きになった人の早期発見、早期救出につながり、尊い人の命を守った。

⑤羽根高明氏（東京都大島町消防本部次長）

「台風26号土砂災害 大島町消防団の活動」

消防団は、重機や資機材などのあらゆる技術を持った各業種の集団であり、また、行方不明者の捜索活動において、消防団は地域地形を把握していることから、支援隊への情報を提供することにより、支援隊の活動がより一層有用になり、大きな成果を上げた。

このように、消防団は地域防災の中心的組織であり、柔軟な対応力がある。また、災害時における地域住民の一番身近な窓口であり、自主防災リーダーのトップでもある。



羽根高明氏（東京都大島町消防本部次長）

に加えて、寄り添い、マップ作り、安否確認札などのソフトの技術も必要である。

・「体制」：お互いに支え合うための仕組み作りを心がけることが必要である。

③減災と協働の時代

小さな人間が大きな自然に立ち向かうためには、技を合わせるしかない。減災防災の手段や、事前事後の対策（時間）、国土とコミュニティの強硬化（空間）、減災防災の担い手の力（人間）をそれぞれ足し合わせ、災害による被害を減じていくことが重要である。

④減災防災の担い手の命を守る仕組みを作る

東日本大震災では、多くの命が失われたが、その何倍もの命が助かったことを記憶すべきである。消防団員や自治体職員は最後まで生き延びて、地域の復興に尽くす必要がある。防災の担い手の命を守る仕組みを作るための環境を整備することが求められる。



室崎益輝先生（神戸大学名誉教授）

※本稿の「活動事例発表の概要」及び「室崎益輝先生（神戸大学名誉教授）による総括」の内容は、消防庁がまとめたものであることをお断りします。

【室崎益輝先生（神戸大学名誉教授）による総括】

①災害を語り継ぐ努力

大規模災害は、一人一人の人間にとっては滅多に体験する機会がないことを踏まえると、例えば、災害のアーカイブ化、語り部などにより、災害を語り継ぐ努力が必要である。

②減災防災における心・技・体（体制）

- ・「心」：東日本大震災では、油断・不勉強・思い込みが大きな犠牲へつながった。意識啓発や心に刻み込む取組が必要である。
- ・「技」：技術がないと人は助けられない。操法大会で磨く技術、消防団の装備を使用する技術



会場の様子



## 2 消防展示

消防庁では、我が国の優れた消防科学技術や東日本大震災を踏まえた対策等を紹介するために、仙台市役所と夢メッセみやぎにおいて、消防機関の協力のもと消防演習、消防車両、消防科学技術の展示を行いました。

仙台市役所では、3月14日(土)・15日(日)の2日間、仙台市消防局と東京消防庁による消防演習と消防車両の展示を行うとともに、消防研究センターによる水陸両用バギー、消防偵察ロボット、無人ヘリ、パネルの展示を行い、2日間で約3,000人の観客が来場しました。

仙台市消防局特別高度機動救助隊の演習では、隊員が市役所屋上から張られたロープを降下する姿に観客から歓声が上がるとともに、東京消防庁第三消防方面本部消防救助機動部隊の演習では、地震により化学工場で化学薬品が漏洩したという想定で、陽圧式化学防護服を着装した隊員が化学薬品で受傷した傷病者を救出する様子を、多くの観客が興味深く見学していました。

また、消防研究センターの展示では、水陸両用バギーに乗って記念撮影をする親子連れなど多くの観客で賑わいました。

夢メッセみやぎでは、3月15日(日)から17日(火)まで「防災産業展in仙台」が開催され、このイベントの特別企画として、習志野市消防本部の「拠点機能形成車両」、新潟市消防局の「津波・大規模風水害対策車両」及び消防研究センターの水陸両用バギーの展示を行いました。



習志野市消防本部による「拠点機能形成車両」の展示(夢メッセみやぎ)

これらの車両は、東日本大震災の教訓を踏まえ、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度※を活用し、消防庁が消防本部に配備している車両で、「拠点機能形成車両」は、被災地での長期間にわたる消防活動を支援するための大型エアータント、調理器具などを備えており、「津波・大規模風水害対策車両」は、津波等により浸水した地域での救助活動に活用する水陸両用バギー等を積載しています。



仙台市消防局による演習(仙台市役所)



新潟市消防局による水陸両用バギーのデモンストレーション走行(夢メッセみやぎ)



東京消防庁による演習(仙台市役所)

また、会場では、新潟市消防局と消防研究センターの水陸両用バギーによるデモンストレーション走行を行いました。

### ※無償使用制度

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率的なものについて、大規模・特殊災害時における国の責任を果たすため、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させるもの。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 原口  
TEL: 03-5352-7507

# 「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」報告書の概要について

参事官

## 1 はじめに

消防庁では、大規模な土砂災害時において、消防機関が救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領を策定するため、「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」を開催し、1年にわたって検討してきました。その検討結果の概要を紹介します。

## 2 検討会の体制等

### (1) 検討会の体制

#### 検討会委員

(五十音順)

	氏名	所属・役職
	池谷 浩	政策研究大学院大学 特任教授
	大勝 道里	長岡市消防本部 消防署長
	大友 康裕	東京医科歯科大学大学院 教授
	岡本 敦	国土交通省 砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室長
	荻澤 滋	内閣府 政策統括官(防災担当) 付 参事官(災害緊急事態対処担当)
	萱津 雅弘	東京消防庁 警防部 特殊災害課長
	草場 秀幸	在日米海軍統合消防局 小隊長
	黒川純一良	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 災害対策室長(～平成26年7月8日)
座長	小林 恭一	東京理科大学大学院 教授
	今野 隆嗣	大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 警防課長
	佐野 元康	日本消防協会 業務部長
座長代理	重川希志依	富士常葉大学大学院 教授
	周防 彦宗	由利本荘市消防団長
	立石 信行	全国消防長会 事業部事業企画課長
	土屋 智	静岡大学 教授
	内藤 正彦	国土交通省 水管理・国土保全局防災課 災害対策室長(平成26年7月8日～)
	長井 義樹	国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部 深層崩壊対策研究官
	長堀 弘	松戸市消防局 警防課長代理
	濱中 延元	田辺市消防本部 消防本部理事
	原田 忠義	防衛省 運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室長
	村田 吉伸	静岡市消防局 警防部警防課長
	和田 薫	警察庁 警備局 警備課 災害対策室長

### (2) 検討の経過

回数	開催日	主な議題
第1回	平成26年7月1日	・検討会の進め方 ・事例報告
第2回	平成26年10月1日	・土砂災害現場におけるTEC-FORCEの対応 ・災害事例等の調査結果 ・広島土砂災害を踏まえた今後の進め方
第3回	平成27年1月15日	・水防活動時における安全管理体制検討委員会検討結果報告 ・殉職事案の状況を踏まえた検討事項
第4回	平成27年2月26日	・応急救助活動(初期段階の救助活動) ・捜索救助活動(関係機関集結後の救助活動)
第5回	平成27年3月11日	・土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会報告書(案)

### 3 検討会の背景・目的

東京都伊豆大島土砂災害や広島市土砂災害など、近年、大規模な土砂災害が頻発しており、今後、気候変動の影響により、土砂災害等の危険性はますます高まると予測されています。大規模な土砂災害の救助活動においては、二次災害の危険性が高い中で、長時間にわたり広範囲に及ぶ活動が必要であり、また、その実施においては、救助機関、医療機関、土木担当部署等との緊密な連携が不可欠であります。このような救助活動の手法は現在までのところ標準化されておらず、過去の活動の教訓等も体系的に整理されておられません。このため、実災害での経験を踏まえ、国内外の先進的な取組も参考としつつ、大規模な土砂災害での救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領の検討を行いました。

### 4 検討区分

広島市土砂災害では、関係機関集結前後で救助活動の形態が大きく相異したことを踏まえ、発災初期の消防力が劣勢の中、管轄消防機関のみで複数の災害発生現場に対応しなければならない「応急救助活動」と、関係機関が集結し緊密な連携のもとで行う「捜索救助活動」に区分し、それぞれの段階における実戦に即した具体的な安



全対策等について検討を行いました。

## 5 検討方法

過去の災害事例における教訓や課題を抽出し、これに対応した取組や新たな技術・手法に関する調査を行い、この調査結果に基づき、救助活動のあり方について検討を行いました（「検討の経過」参照）。

## 6 「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」の概要

### (1) 応急救助活動（初期段階の救助活動）

広島市土砂災害では、発災の初期段階に特定の地域において多数の救助事案が発生したため、管轄消防機関のみで複数の災害発生現場に対応しなければならず、消防力が劣勢の中での救助活動が余儀なくされました。この段階は二次災害の危険性が極めて高い環境下であるため、救助現場では複数の消防部隊により十分な安全を確保した上で救助活動を行うことが基本となりますが、最盛期には救助現場の数が増大し、消防部隊が不足するため、救助隊1隊で救助活動を行わざるを得ない救助現場も発生します。

広島市土砂災害の殉職事案は、このような状況の中で発生したものであるため、救助隊1隊で行う救助活動の安全対策等を次のとおり行うこととしました。

#### ア 情報の共有・徹底

隊長は、気象情報、土砂災害等の最新状況を把握し、全隊員に周知するとともに、安全管理に関する活動方針を決定し徹底すること。



#### イ 救助現場の安全管理（救助隊1隊での安全管理体制）

- 隊長は、救助活動を開始する前に災害発生現場全体の状況を把握し、救助現場の上流側又は周辺の斜面の状況を確認すること。
- 安全監視は、見通しの良い高台など安全な場所に



において、水の突然の濁り・減少、斜面の亀裂、異常な音・臭い等の現象に着目し行うこと。

#### ウ 救助活動の安全確保（救助隊1隊での救助活動要領）

- 雨合羽、救命胴衣、安全帯を着装し、携帯拡声器、携帯無線機、強力ライト等を携行すること。
- 危険が迫ったときの退避エリア等を事前に選定しておくとともに、土石流等が発生した場合には、流下方向に対し直角方向の高台へ速やかに避難すること。
- 救助現場に向かう場合は、真下から上へ近寄るのではなく、少し離れた安全な場所を上へ登った後、横から近寄ることとし、危険な場所を横切らないこと。
- 救助現場が危険な場所である場合は、最小限の隊員で活動することとし、所要時間を可能な限り短縮すること。
- 要避難誘導者自らが安全に避難することが可能な場合は、危険な救助現場に近寄らず、携帯拡声器により避難を呼びかけることもあり得ること。

### (2) 捜索救助活動（関係機関集結後の救助活動）

大規模な土砂災害では、被災地を管轄する消防機関の消防力が不足するため、県内外の 応援隊や緊急消防援助隊の応援体制を早期に確立するとともに、関係機関との連携を図ることにより十分な安全を確保した上で、効果的かつ効果的な救助活動を行わなければなりません。

このため、関係機関と合同調整所（現地合同指揮所）において調整し、救助活動を行うこととしました。

#### ア 情報の把握

要救助者に関する情報、二次災害の可能性に関する情報等の重要情報を早期に把握し、その情報を災害発生現場に設置される合同調整所において関係機関と共有するとともに、速やかに全隊員に周知徹底すること。

#### イ 関係機関間の連携

合同調整所では、重要情報の共有方法のほか、救助活動区域の範囲・担当関係機関、ヘリコプターの運用等を調整すること。



#### ウ 安全管理

- 県内外の応援隊や緊急消防援助隊の中から安全監視を行う部隊を複数指定して、上流や周辺に追加配置すること。

- 都道府県等土木事務所等に対し、監視カメラや大型土のうの設置、重機による退避経路の確保、気象情報の提供を依頼すること。

## エ 段階別検索救助活動（検索救助活動の手順）

### ○ 準備段階（事前調査）

- ・ 災害状況の全体を把握し、要救助者がいる可能性のある範囲を救助活動区域として設定すること。
- ・ 救助活動区域で想定される救助活動の業務量・水準、地理的な範囲・特性を考慮のうえ分割し、救助技術水準、保有人員・資機材に応じて担当する関係機関を決定すること。
- ・ 倒壊・埋没家屋、車両内、家屋があった場所、泥流が流れ止まった場所、海面、海中の優先順位を目安に検索場所を決定すること。



### ○ 初期段階（表面検索）

- ・ 目視及び呼びかけを実施すること。
- ・ 呼びかけの中断及び駆動音を発生する機械・車両等の停止を行い、静音状態（サイレントタイム）を作り、要救助者の反応を探ること。
- ・ 人力（スコップ、バール、のこぎり、とび口等の簡易な器具を含む。）で容易に除去可能な障害物のみ除去し、要救助者の存在を確認すること。



### ○ 中期段階（空間検索）

- ・ 高度救助用器具（画像探索機、地中音響探知機、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等）、救助用支柱器具等を活用した検索を実施すること。
- ・ 構造物、がれき等の中に入内して検索を実施すること。
- ・ 救助技術・資機材を可能な限り投入し、挟まっていたり、閉じ込められたりしている要救助者を



すべて確実に探し出すこと。

### ○ 後期段階（詳細検索）

- ・ 重機を活用し土砂等の除去を行いつつ検索を実施すること。
- ・ 関係機関と調整の上、土砂の搬出方法（ダンブカー・クローラー式搬送車を確保するとともに、土砂の適切な集積場所・搬出経路を決定すること。



## オ 資機材の有効活用

大規模な土砂災害では、人海戦術での対応となり、使用する資機材も人力（スコップ、バール、のこぎり、とび口等の簡易な器具を含む。）が主体となるが、効果的な資機材を活用することにより、効率的な救助活動を行うことが可能となる。このため、各消防部隊が携行する資機材、救助現場の状況に応じて実災害で使用された資機材、今後使用の可能性のある特殊な資機材の特性等を調査し、その資機材の特性や使用に当たっての留意事項を具体的に示した。

## 7 おわりに

本検討会は、広島市土砂災害等の大規模な土砂災害時において、消防機関が救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領を策定するため、1年にわたって検討を行いました。本稿ではこれまでの検討成果の一部を紹介しました。報告書は、全国の消防本部に周知するとともに、消防庁のウェブサイト（※）に掲載しており、ダウンロードも可能です。

本報告書が各消防本部における土砂災害への対応要領やマニュアルなどの検討、検証の実施に活用され、その対応能力の向上を図る契機となることを期待しております。

### ※消防庁ウェブサイト

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h26/dosya\\_kyujiyo/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/dosya_kyujiyo/index.html)

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付 新村、石川、若田部  
TEL: 03-5253-7507

# 「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書の概要について

## 防災課・防災情報室

### 1 はじめに

昨今、わが国では突発的局地的豪雨に伴う土砂災害が頻発し、多数の被害者が発生しています。このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきかについて検討を行うため、消防庁において「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を開催し、今般、その検討結果を報告書として取りまとめました。

ここでは、平成27年4月10日に公表した報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ ([http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h26/saigai\\_dentatsu/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/saigai_dentatsu/index.html)) を参照してください。

### 2 報告書の概要について

#### I エリアを限定した防災情報伝達の必要性について

##### ○エリアを限定したPUSH型情報伝達の必要性

防災情報は、広く確実に伝達することが基本ですが、PUSH型の伝達方法については、市町村全域へ情報伝達することは、局地的な災害には適さない場合があります。特に、突発的局地的豪雨の発生が夜間や早朝である場合、市町村全域へ情報伝達を行うと、①対象地域以外の住民に混乱、②住民からの問合せ対応により、職員の負担が増大、③頻繁に情報を受けることによる住民の当事者意識の希薄化などが生じるおそれがあります。

一方で、情報伝達するエリアを細分化するほど、オペレーションの難易度が上がり、誤操作や伝達の遅れ等を引き起こすおそれがあるという運用上の課題もあります。こうしたことを踏まえて、エリアを限定したPUSH型手段による防災情報伝達について、地域の実情に応じて、防災情報の発表単位、エリア限定の有効性や課題を考慮した上で、検討する必要があります。

##### ○対象情報

土砂災害に関連して市町村から住民等へ伝達する防災情報には、①防災気象情報、②避難勧告等があります。このうち、防災気象情報は、情報の種類毎の

発表単位は表1のとおりとなっており、例えば土砂災害警戒情報は、基本的には市町村単位で発表され、発表地域の全域に警戒を呼びかけるものですが、市町村よりも細かな単位で発表されている場合には、誤操作や情報伝達の遅れを引き起こさない範囲内で、当該発表情報の単位に即してエリアを限定して伝達することについて、各市町村において検討することが適当です。

一方、土砂災害についての避難勧告等は、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発表単位としてあらかじめ決めておき、メッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域に範囲を絞り込んで発令することが基本であることから、防災情報のうち、避難勧告等について検討することとしました。

表1 防災情報の発表単位とエリア限定

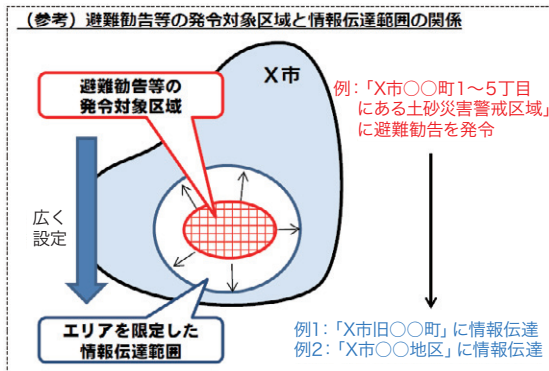
区分	情報の種類	発表単位	エリア限定伝達
防災気象情報	大雨注意報・警報・特別警報、土砂災害警戒情報	基本的には市町村	△
	記録的短時間大雨情報	概ね府県予報区	△
	土砂災害警戒判定メッシュ情報、降水ナウキャスト等	各情報のメッシュ単位	△
避難勧告等	避難準備情報、避難勧告、避難指示	市町村長が必要と認める地域	○

#### II PUSH型情報伝達手段によるエリアを限定した避難勧告等の伝達について

##### ○情報伝達範囲

情報伝達範囲については、①地形や気象、②情報伝達をはじめとした防災体制、③情報伝達手段の整備状況や運用実態を踏まえ、避難勧告等の発令対象区域よりも広い範囲とした上で、政令市の区単位、合併前の旧市町村単位、支所の単位、地区単位、中学校区単位など、一定程度のまとまりも持ち、住民にとっても分かりやすい単位とすることが望ましく、各市町村の個別具体的事情に応じて設定するものとします（図参照）。

図 避難勧告等の発令対象区域と情報伝達範囲の関係



○情報伝達内容

情報伝達内容の設定にあたっては、①情報伝達手段ごとの情報量の制限（音声放送の制限時間、文字数の上限）、②市町村職員の配信準備に係る事務負担、③PUSH型手段を組み合わせ活用したPULL型手段への誘導について考慮する必要があります。

その上で、伝達を行う具体的な内容としては、以下のものが考えられます。

表2 具体的な情報伝達内容

<p>&lt;具体的な伝達内容&gt;</p> <p>【必須事項】 対象エリア、予め定められた避難行動をとること 等</p> <p>【任意事項】 避難場所（開設状況を含む）、対象世帯数・人数、降雨量、危険度の情報 等</p>
--

○情報伝達手段のあり方

(1) エリアを限定する場合のPUSH型手段のあり方

大雨の際に避難勧告等を住民へ伝達するには、屋外スピーカーからの音声が伝わりにくいこともあることから、屋内に伝達可能な手段が必要です。さらに、エリアを限定し伝達する場合には、PUSH型の手段を使用する必要があるため、市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機と緊急速報メールを中心に活用します。

①市町村防災行政無線（同報系）戸別受信機

各世帯の屋内で災害情報を受信する最も確実な手段の一つであり、全国的に広く普及し、大半の市町村においては既存のエリア分けの機能を活用した運用変更のみで対応できることから優先的に活用することとし配備を推進します。なお、戸別受信機は高価であるという課題があることから、平成27年度より戸別受信機のみを追加配備する場合に特別交付税措置を講じるとともに、メーカーによる価格の低廉化やメーカーの新規参入・競争を促す環境を整備します。

②緊急速報メール

市町村域内の携帯電話・スマートフォンに即時優先的に配信することが可能で、大半の市町村において導入されており、財政的負担なく利用できること

から整備を促進します。

ただし、東京23区及び政令市のみ区単位で送信可能となっていることから、今後、広域な合併市町村において旧市町村単位などに細分化して送信できるよう、国において携帯各社と協議します。

③補完的に活用する手段

さらに、地域によっては、登録制メール、コミュニティFM、IP告知システム、Lアラート（公共情報コモンズ）情報に対応したアプリケーションといったPUSH型伝達手段について、市町村防災行政無線（同報系）の補完的な手段として組み合わせ活用します。

(2) PUSH型手段を補完するPULL型手段の活用

防災情報の伝達をエリア限定で行う場合には、PUSH型手段により伝達を行うことが基本ですが、PUSH型手段は、伝達可能な音声や文字数など情報量に限界があります。このため、サイレン等による注意喚起や、限られた情報を伝達するPUSH型手段を補完するものとして、より詳細な防災情報が提供可能なPULL型の手段を活用します。PULL型手段としては、Lアラート情報を用いたテレビ・ラジオやホームページのほか、CATV、コミュニティFM（一般のラジオ端末を使用する場合）、市町村ホームページ、SNS等できるだけ多くの伝達手段を用いることが望ましいとしています。なお、PUSH型手段からPULL型手段に誘導する場合、特定の手段へのアクセス増により支障とならないよう伝達に当たって工夫することに留意が必要です。

III 情報伝達の確実性・実効性を高めるための取組について

災害時における情報伝達の確実性・実効性を高めるためには、①市町村の体制整備及び②平時における住民とのリスクコミュニケーションに取り組むことが重要です。

<①市町村の体制整備>

- 避難勧告の発令権限の明確化
- 情報伝達体制の整備
- 災害前兆現象等の情報収集体制の整備

<②平時における住民とのリスクコミュニケーション>

- 【市町村から住民に周知すること】
  - 一般的事項（土砂災害警戒区域、避難経路など）
  - 避難行動
  - 情報伝達・収集など
- 【市町村が住民と協力して行うこと】
  - 居住地の災害リスクの認識
  - 訓練

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 永岡  
TEL: 03-5253-7525  
消防庁国民保護・防災部防災情報室 塚狭  
TEL: 03-5253-7526



# 「平成26年度石油コンビナート等防災体制 検討会報告書」の概要について

特殊災害室

## 1 はじめに

平成25年度の「石油コンビナート等防災体制検討会」において、災害時の一元的な連絡調整等を行う組織である石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）のあり方等について広く検討した結果、防災本部の機能を強化していくことが重要であるとされたことから、平成26年度は防災本部が実施している防災訓練の現状を把握し、防災本部の主な役割である災害時における関係機関の情報共有、関係機関の連携体制、住民等への情報伝達の充実強化等を図ることを目的とした、防災本部の機能強化のための訓練のあり方について、検討を行い報告書としてまとめました。

## 2 報告書の内容

### （1） 防災本部の行う防災訓練の現状と課題

#### ア 現状

アンケート調査の結果から次のような現状が分かった。

（ア） 平成26年度中の訓練回数 1 回以下が約 9 割であること（防災本部比）。

（イ） 訓練シナリオをあらかじめ開示するシナリオ型訓練が約 9 割であること（訓練回数比）。

（ウ） 訓練内容としては、関係機関の連携強化が目的で、防災本部の機能強化は目的となっていないこと。

（エ） 道府県の職員は裏方としての参加が多いこと。

#### イ 課題

防災本部の機能及び関係機関相互の連携を強化することは十分ではないと考えられる。その理由は次に示すとおりである。

（ア） すべて決められたシナリオどおりに活動をするため、災害への対応の検討や判断等の要素が訓練内容に含まれていないこと。また、関係機関との連携に対する意識が希薄となり、形式的なものとなりやすいこと。

（イ） 道府県職員等にとっては、訓練の実施準備にあたり、災害想定の見直しや、各防災関係機関との調整を実施する等の過程に加わることで、意識や知識の向上等に繋がるが、一部の担当者のみで限定されるものであること。

（ウ） 防災本部としての訓練への参画がない又は少なく、防災本部の機能強化にはつながりにくいこと。

### （2） 防災本部の機能強化のための訓練のあり方

#### ア 訓練の特徴

石油コンビナート等において大規模な災害が発生した場合は、その影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、市町村だけではなく、道府県の石油コンビナート等防災本部を中心に災害対応を行う機能を強化することが必要である。

#### イ 訓練の重点箇所

機能を強化するためには、災害事象そのものの理解や関係機関の対応に関する相互理解を深めるとともに、災害のフェーズに応じて求められる災害対応の判断、関係機関への情報伝達及び情報共有に関する対応が、適切に盛り込まれた訓練を実施していくことが必要である。

#### ウ 訓練の現状

実働訓練は、防災本部に求められる基本的な機能が理解できるため、災害対応の基礎知識を醸成するための訓練として意義がある。一方、これらの訓練は、訓練実施者に事前に訓練内容（行動内容）が明かされており、災

害への対応の検討や判断等を問う要素が小さいことから、高度な災害対応能力を習得するための訓練として必ずしも、十分とはいえない。

## エ 対策

より高いレベルの災害対応能力を醸成するためには、訓練実施者にあらかじめ開示される情報を地震の規模や災害想定、大筋のシナリオ等に限定し、事象の進展に応じて、状況付与を行うことで、その都度訓練実施者に適切な対応を考えさせるブラインド型の図上訓練の比率を高めていくことが重要である。

## オ 具体案

防災訓練によって、防災本部の機能強化を図るには、災害対応の基礎となるシナリオ型の実働訓練や図上訓練に加えて、応用力を高めるためのブラインド型の図上訓練を行うことが不可欠である。

一方、道府県において、石油コンビナート災害に係るシナリオ型の訓練やブラインド型の訓練を1年間に複数回企画し実施することは、時間的あるいは人的資源の制約のため、容易ではない。そのため、比較的準備の負担の少ない担当部署だけで実施できるブレインストーミング形式の打ち合わせの実施や、その結果も踏まえた訓練シナリオの作成への参画等の機会も併せて活用することにより、災害事象の理解、防災本部における関係機関の連携、災害対応手順等に関する道府県の担当者の理解を深めていく必要がある。

## (3) 検討会の成果品

### ア 標準災害シナリオ

本検討会では、①東日本大震災の事例を参考に作成した地震起因型の標準災害シナリオ及び、②近年の石油コンビナートで発生した大規模な爆発・火災事故を参考にした標準災害シナリオを作成している。当該標準災害シナリオは、防災本部の対応を中心に整理を行っている。

これらの標準災害シナリオでは、災害の進展に応じて防災本部において実施すべき対応を示すとともに、その対応に関する留意事項（評価の視点）を示している。なお、留意事項等については、災害対応への理解を深めるためのヒントとなるとともに、評価の着眼点となるよう整理している。

## イ 標準災害シナリオ活用マニュアル

標準災害シナリオは、①訓練企画者のための訓練シナリオ作成、②訓練評価者のチェックリスト作成、③訓練参加者が実施する必要な対応や関係機関相互の連携内容等の理解促進に資する内容となっており、防災本部の機能強化につながる訓練を企画し、実施するためのマニュアルとして活用することが可能である。

## 3 報告書を受けての通知

今回説明しました報告書を受けて、消防庁から「平成27年3月30日付け消防特第44号、石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練の充実について（通知）」を发出し、ホームページに掲載しております。  
[http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270330\\_toku44.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270330_toku44.pdf)

## 4 おわりに

石油コンビナート等での事故件数は平成18年に年間200件を超えて以降、高い水準で推移しており、また、南海トラフ地震や首都直下地震等が発生した場合には甚大な被害を受けることが想定され、石油コンビナート等の耐災害性の向上や防災体制の強化等が求められているところであり、消防庁では、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っているところです。

平成26年度は防災本部の機能強化のための訓練のあり方等について検討を行い、この中で、実際の災害経験や検討会での提言等を踏まえて「標準災害シナリオ」を作成しました。各防災本部におかれましては、シナリオを参考に、訓練をより具体的な内容にいただき、より効果的な災害対応技術の習得に努めていただきたいと思います。また、消防庁としましても、平成27年度も引き続きシナリオの種類を増やしていきたいと考えております。

### 問い合わせ先

消防庁特殊災害室 大川  
TEL: 03-5253-7528

## 平成26年(1月～12月)における火災の概要(概数)

### 防災情報室

#### 1 総出火件数は、43,632件、前年より4,463件の減少

平成26年(1月～12月)における総出火件数は、43,632件で、前年より4,463件減少(-9.3%)しています。これは、おおよそ1日あたり120件、12分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

#### 平成26年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	23,569	54.0%	▲1,484	-5.9%
車両火災	4,457	10.2%	▲129	-2.8%
林野火災	1,488	3.4%	▲532	-26.3%
船舶火災	86	0.2%	▲5	-5.5%
航空機火災	1	0.0%	▲2	-66.7%
その他火災	14,031	32.2%	▲2,311	-14.1%
総火災件数	43,632	100%	▲4,463	-9.3%

#### 2 総死者数は、1,675人、前年より50人の増加

火災による総死者数は、1,675人で、前年より50人増加(+3.1%)しています。

また、火災による負傷者は、6,527人で、前年より331人減少(-4.8%)しています。

#### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、1,002人、前年より5人の増加

建物火災における死者1,267人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,115人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、1,002人で、前年より5人増加(0.5%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.0%で、出火件数の割合54.6%と比較して非常に高いものとなっています。

#### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)1,002人のうち、65歳以上の高齢者は693人(69.2%)で、前年より10人減少(-1.4%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ535人(27人の減・-5.0%)、着衣着火71人(16人の増・+29.1%)、出火後再進入13人(6人の減・-31.6%)、その他383人(22人の増・+6.1%)となっています。

#### 5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の43,632件を出火原因別にみると、「放火」4,825件(11.1%)、「たばこ」4,062件(9.3%)、「こんろ」3,472件(8.0%)、「放火の疑い」3,132件(7.2%)、「たき火」2,887件(6.6%)の順となっています。

#### 6 住宅防火対策への取り組み

平成26年(1月～12月)の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)は、1,002人となっています。このうち65歳以上の高齢者は、693人(69.2%)で、約7割を占めています。

住宅用火災警報器は、平成16年の消防法改正で設置が義務付けられ、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅についても、平成23年6月に全ての市町村で設置が義務化となりました。平成26年6月1日時点での全国の設置率は約80%となっています。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置

推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報紙等と連携した広報の実施や消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところです。

平成23年6月に全ての住宅で義務化を迎えたことから、「住宅用火災警報器設置推進会議」に代え、平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」を設置し、「住宅用火災警報器設置対策基本方針」を新たに策定しました。

方針に基づき、①住宅用火災警報器の未設置世帯に対する働きかけの強化、②住宅用火災警報器の奏功事例等の積極的な周知、③住宅用火災警報器の維持管理に関する広報の強化、を今まで普及推進に貢献を頂いた地域コミュニティと一体となり、継続して進めています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成26年度は全国7ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

## 7 放火火災防止への取組み

平成26年（1月～12月）の放火及び放火の疑いによる火災は、7,957件で、全火災の18.2%を占めており、依然として高い割合になっています。

このため、消防庁では、「放火火災防止対策戦略プラン」（参照URL:[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_6.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_6.html)）を活用し、目標の設定、現状分析、達成状況の評価というサイクルで地域全体の安心・安全な環境が確保されるような取り組みを継続的に行うことで、放火火災に対する地域の対応力を向上させることなどを推進しています。

今後とも、放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安全で安心な暮らしの実現を目指していきます。

## 8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,488件で、延べ焼損面積は約1,256haとなっています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発しており、平成26年は特に乾燥気象が続き、1件当たりの焼損面積が拡大傾向となっていたため「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について（平成26年5月16日消防特第90号、消防広第117号）」を各都道府県や消防機関へ発出し、ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室  
TEL: 03-5253-7526

# 「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の開催

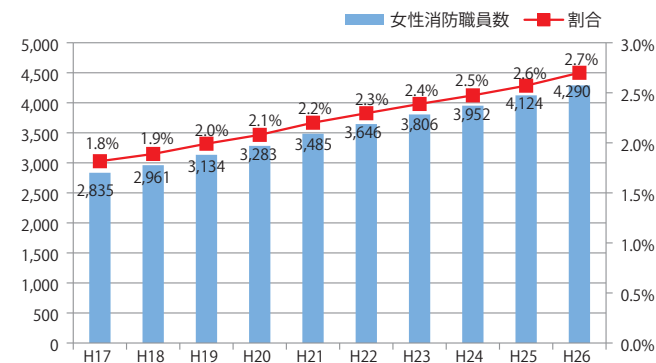
## 消防・救急課

### 1 趣旨・目的

我が国の消防本部における女性職員は、昭和44年に初めて採用されて以降、年々少しずつ増加していますが、平成26年4月1日現在でも消防職員全体に占める女性の割合は約2.7%にとどまっており、依然として低い水準です。

消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための環境整備が重要課題であり、消防庁としても女性職員の更なる活躍に向けた取組を強化していく必要があることから、各消防本部の実態を調査するとともに、女性職員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援する方策を検討することを目的とした検討会を発足し、3月23日に第1回検討会を開催しました。

#### 《女性消防職員数と割合》



(備考) 各年度「消防防災・震災対策現況調査」により作成

### 2 検討内容

検討会では、主に次の内容について検討を行います。

- ①性別にかかわらず能力や意欲に応じて職責が与えられる職場環境
- ②女性職員が活躍できる職域等
- ③仕事と家庭を両立し働き続けられる職場環境
- ④女性職員が希望の持てるキャリアパスとロールモデル
- ⑤女性職員がストレスなく職務に従事できる執務環境（ハード面）整備の推進
- ⑥消防分野における女性職員の活躍推進に関する理解と意識の醸成 等

### 3 第1回検討会の概要

第1回検討会では、検討会の趣旨・目的、スケジュール、女性消防職員の採用・職域等に係る経緯、女性消防職員（吏員）の状況（年代別・階級別・勤務体制別・消防本部規模別の人数、階級を有する他職種との比較等）、論点案、アンケート内容案について、事務局から説明が行われた後、質疑応答及び議論が行われました。

### 4 スケジュール

- ・第1回 平成27年3月23日
- ・第2回 平成27年5月27日（予定）
- ・第3回 平成27年6月22日（予定）
- ・第4回 開催日未定

本検討会の結果は、平成27年7月下旬を目途に「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会報告書」として取りまとめ、公表する予定です。

#### 消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会構成員

(敬称略・五十音順)

※第1回検討会開催時（H27.3.23現在）における役職名を記載

##### 【座長】

武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授

##### 【委員】

伊佐地 剛 多治見市消防本部消防総務課長

井上 元次 京都市消防局総務部人事課長

岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授

久保田 起美恵 東京消防庁矢口消防署長

佐々木 常夫 株式会社佐々木常夫マネージメント・リサーチ代表取締役

藤原 亜希子 横浜市消防局保土ヶ谷消防署査察係長

##### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課 職員第一係 大河内、永田  
TEL: 03-5253-7522

# 平成26年度優良少年消防クラブ・指導者表彰

## 地域防災室

去る3月24日（火）、ホテルグランドアーク半蔵門において、「平成26年度優良少年消防クラブ・指導者表彰」が開催されました。

少年消防クラブは、防火・防災思想の普及を図ることを目的として、小学生から高校生までの少年少女で結成されており、平成26年5月1日現在、全国に約4千5百のクラブ、約42万人のクラブ員、約1万4千人の指導者が活動しています。

少年消防クラブ員は、防火や防災についての知識を身近な生活の中に見出すとともに、日ごろから防火・防災に関するさまざまな訓練の実施、防火パトロールや火災予防ポスターの作成などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めています。

消防庁では、クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、昭和29年から毎年、優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っています。

今回は、第1部「表彰式」、第2部「演奏」、第3部「演劇」という構成で開催されました。

第1部では、「特に優良な少年消防クラブ」27団体、「優良な少年消防クラブ」43団体、「優良な少年消防クラブ指導者」16名が、坂本消防庁長官から表彰を受けました。その後、受賞団体を代表して徳島県の土成中学校少年少女消防隊の代表者より、元気良く「お礼のことば」が述べられました。

第2部では、「都民と消防の架け橋」として演奏活動を通じて防火・防災の意識向上と協力を呼びかけている東京消防庁音楽隊による演奏が行われました。

第3部では、「火災無子の防火・防災教室～自分の命は自分で守る～」をテーマに三重県の津市消防団による防火防災劇が行われました。

今回受賞された少年消防クラブの皆さんをはじめ、全国の少年消防クラブの皆さんには、多くの仲間とともに日ごろの防火・防災活動にさらに励み、家庭や学校あるいは地域で、防火・防災の輪を広げていくリーダーとしての活躍が期待されています。



特に優良な少年消防クラブの表彰

また、少年消防クラブの活動は、指導者の方々の熱意によって支えられており、指導者の方々には、今後とも少年消防クラブの育成・発展に御尽力いただきますようお願いいたします。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
地域防災室住民防災係 山野、荒木  
TEL: 03-5253-7561

# 平成27年度全国統一防火標語・防火ポスターの発表について

## 予防課

一般社団法人日本損害保険協会は火災予防思想をより広く普及させることを目的に、消防庁が後援となり、平成27年度全国統一防火標語の募集を行いました。作家の石田衣良さんらによる厳正な審査の結果、全国から寄せられた28,642点にのぼる作品から、

「無防備な 心に火災が かくれんぼ」

が入選作品として選ばれました。

この標語は、女優の松岡まゆ（まつおかまゆ）さんがモデルとなる防火ポスターなどに活用されます。

### ■入選作品

**無防備な 心に火災が かくれんぼ**  
愛媛県 浅野 かえでさん

### ■佳作作品 (9点)

消火より 防火が先の 心がけ  
福岡県 池崎 弘道さん

火の始末 その目 その手で 確実に  
神奈川県 小笠原 恵さん

消したかな 'いいね'がもらえる 火の点検  
神奈川県 廣井 直美さん

つけたなら けすまで消えない その"責任"  
岡山県 大月 裕香子さん

こわい火事 厳しいチェックで 通せんぼ  
東京都 保岡 直樹さん

消えるまで OFFにしないで チェックの目  
埼玉県 寺井 義雄さん

「つける」「消す」「確認」までが 防火です  
岡山県 檜崎 郁子さん

消したかな 気にする心 消さないで  
静岡県 仁科 陽子さん

想定外 想定しての 防火策  
福岡県 大場 昭子さん



【平成27年度全国統一防火ポスター】

この防火ポスターは約43万枚製作され、全国の火災予防に活用されています。

### 【過去の標語】

2014年度 もういいかい火を消すまではまあだよ  
2013年度 消すまでは心の警報 ONのまま  
2012年度 消すまでは出ない行かない 離れない  
2011年度 消したはず 決めつけないで もう一度  
2010年度 「消したかな」あなたを守る 合言葉  
2009年度 消えるまで ゆっくり火の元にらめっ子  
2008年度 火のしまつ 君がしなくて 誰がする  
2007年度 火は見てる あなたが離れる その時を  
2006年度 消さないで あなたの心の 注意の火  
2005年度 あなたです 火のあるくらしの見張り役

### 問い合わせ先

消防庁予防課予防係 森野  
TEL: 03-5253-7523

# 緊急消防援助隊情報

## 緊急消防援助隊の登録隊数 (平成27年4月1日現在)

### 広域応援室

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条第4項に定められた「消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする」とこととされており、各自治体からの申請に基づき、登録いたします。

緊急消防援助隊登録目標数については、東日本大震災を大幅に上回る被害が想定される南海トラフ地震・首都直下地震に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠ことから、平成26年3月に基本計画<sup>※</sup>を改正し、平成30年度末までに概ね6,000隊規模に大幅増強することとしています。

※消防組織法第45条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」

平成27年4月1日の緊急消防援助隊の登録隊数は、4,984隊となり、平成26年4月1日の登録隊数(4,694隊)より290隊増加しました。

今回の登録では、消火・救助・救急の主要3小隊を中心に増隊が図られるとともに、初めて、統合機動部隊指揮隊を15消防本部(13府県)に、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を2消防本部(2県)に登録しました。

緊急消防援助隊は、昨年度には、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害、御嶽山の噴火災害及び長野県北部を震源とする地震に出勤し、人命救助・捜索活動に大

きな成果を上げているところであり、その期待はますます高まっています。

平成30年度末までに緊急消防援助隊の大幅増隊を図ることとなりますので、緊急消防援助隊設備整備費補助金の新規登録隊への優先配分や、緊援隊機能強化のための車両整備を対象とする緊急防災・減災事業債等の活用により、登録を推進することとしております。引き続き、大幅増隊に向けて、全国の消防本部のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

表1 部隊等別登録状況

部隊等	平成26年4月の登録状況	平成27年4月の登録状況	平成30年度末までの登録目標数
指揮支援隊	42隊	48隊	60隊
統合機動部隊指揮隊	—	15隊	50隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	—	2隊	12隊
都道府県大隊			
都道府県大隊指揮隊	112隊	117隊	160隊
消火小隊	1,649隊	1,755隊	2,500隊
救助小隊	423隊	441隊	480隊
救急小隊	1,057隊	1,147隊	1,250隊
後方支援小隊	761隊	792隊	790隊
通信支援小隊	21隊	23隊	50隊
特殊災害小隊	272隊	278隊	300隊
特殊装備小隊	376隊	396隊	380隊
航空小隊	75隊	76隊	80隊
水上小隊	18隊	19隊	20隊
合計	4,694隊 <sup>※</sup>	4,984隊 <sup>※</sup>	6,000隊 <sup>※</sup>

※重複登録を除くため、合計は一致しない。

図1 緊急消防援助隊登録部隊の推移

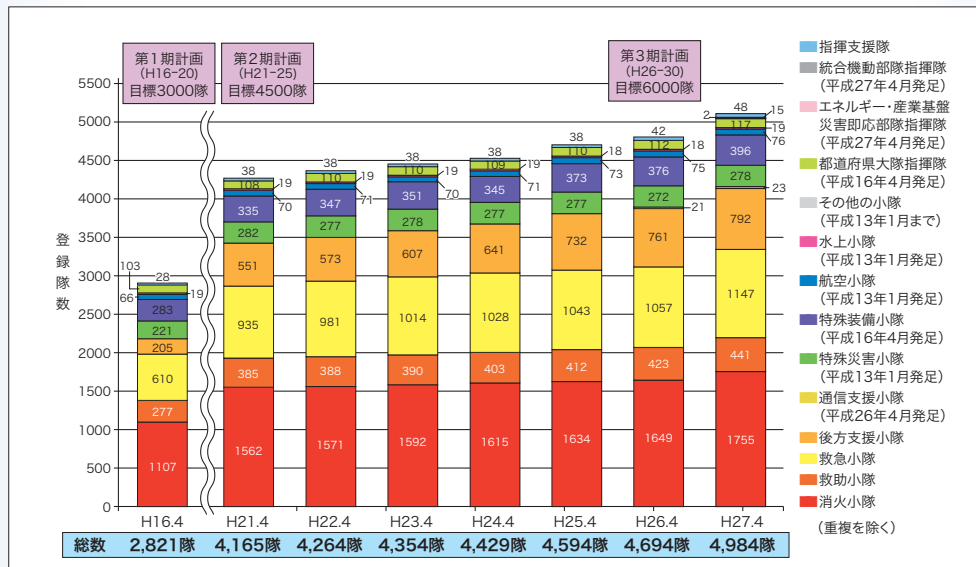






表2 平成27年度緊急消防援助隊登録状況

平成27年4月1日現在

都道府県	合計	重複を除く合計	指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	災害即応部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤	都道府県大隊指揮隊	消防小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊
													対毒応劇小隊等	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	送水距離小隊	消防活動小隊	車両対応特殊	震災対応特殊	水難救助小隊		
北海道	280	270	2				6	106					9	6	1	2		1	4	9	3	
青森県	97	95		1			3	35	6	20	18		1	9					1	2	1	
岩手県	86	83		1			3	33	6	20	17		2						1	2	1	
宮城県	114	112	3				3	40	8	19	21	1	3	3	1	2		1	1	5	3	
秋田県	77	76					3	30	7	17	11		1	5						2	1	
山形県	59	59					2	23	5	14	11		1							2	1	
福島県	102	100					2	35	7	28	19	1	2	3						4	1	
茨城県	156	151					3	53	14	35	24		6	3				2	1	13	1	1
栃木県	96	91					2	33	8	22	19		5							6	1	
群馬県	83	81					3	30	6	21	12	1	4							4	1	
埼玉県	213	207	2	1			3	78	23	43	32		10						3	15	3	
千葉県	244	238	3	1	1		2	83	19	51	46	1	7	8	1			1		16	2	2
東京都	289	289	3				2	132	13	51	36	1	2	6	2	2	4	3	2	18	8	4
神奈川県	253	250	6				3	81	21	45	36	2	10	7	3	4		5	7	17	4	2
新潟県	130	130	3				3	47	15	30	21		1	4		2				3	1	
富山県	76	74					2	24	8	16	14		2		1				2	6	1	
石川県	71	68					2	21	5	14	14	1	3	3				1		6	1	
福井県	61	60					3	23	5	12	10		2	3						2	1	
山梨県	50	47		1			2	14	5	12	10	1	2							2	1	
長野県	121	119					2	40	13	30	18	1	3				2			11	1	
岐阜県	108	103		3			3	39	10	32	13		2							4	2	
静岡県	135	135	4				2	45	12	29	21		2	3		2	2	3	1	6	3	
愛知県	248	238	3	1			3	80	25	49	42	1	12	3	3			2	1	19	3	1
三重県	88	86		1	1		2	31	6	23	12		1	5						5	1	
滋賀県	59	56					2	18	5	13	11	1	3							4	1	1
京都府	97	93	3	1			3	31	7	17	15	1	3		1	1		2	2	8	2	
大阪府	232	227	4				3	83	20	44	27	2	7	9	1	3		1	2	22	2	2
兵庫県	199	195	2				3	63	19	55	26	2	7	3		6		1		8	3	1
奈良県	50	48					2	15	4	13	9		2							4	1	
和歌山県	68	64		1			2	23	8	15	11	1	4							2	1	
鳥取県	40	38					2	15	3	7	7		2						1	2	1	
島根県	54	53					2	18	5	14	8		1					1		4	1	
岡山県	96	93	2	1			3	28	11	22	13	1	3	3				1		6	2	
広島県	140	139	2				2	46	11	32	21	1	3	3		2	2		1	10	2	2
山口県	70	69					2	25	7	16	11		2							2	4	1
徳島県	45	44					3	13	5	12	6		1	3						1	1	
香川県	46	45					2	17	4	11	7		2							2	1	
愛媛県	74	72					2	22	8	17	12		2	3		2		1		3	1	1
高知県	48	47		1			2	15	4	13	6	1	2							2	2	
福岡県	135	132	4				4	36	11	30	17	1	9	1	1				3	13	3	2
佐賀県	41	40					2	13	3	10	8		1							4		
長崎県	66	65					2	24	5	19	9		2	3						1	1	
熊本県	88	86	2				2	23	11	23	14		4				2		1	5	1	
大分県	51	50		1			2	16	6	11	11		1						1	1	1	
宮崎県	47	45					2	14	4	12	10		2							2	1	
鹿児島県	79	76					2	23	8	24	11		3	3				1		3	1	
沖縄県	47	45					2	18	4	14	6		2									
合計	5,109	4,984	48	15	2	117	1,755	441	1,147	792	23	161	102	15	28	13	31	34	290	76	19	

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室 御子柴  
TEL: 03-5253-7527

# 先進事例 紹介

よなご消防団活性化プロジェクトの概要

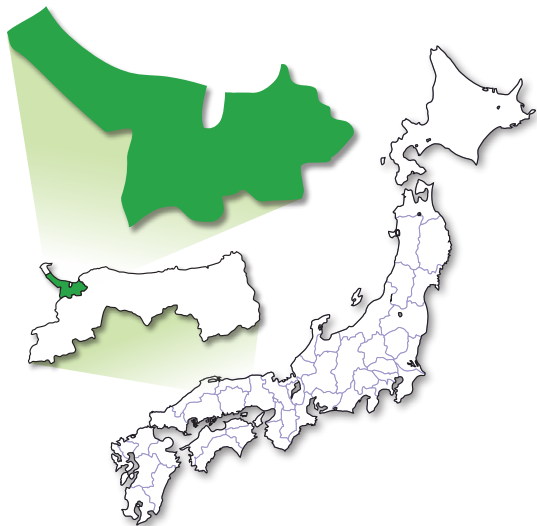
## ～地域防災力の充実強化に向けて～

鳥取県 米子市防災安全課

### 1 はじめに

米子市は鳥取県西部に位置し、東には「伯耆富士」と呼ばれる国立公園大山、北に日本海、そして西には汽水湖として日本で2番目の大きさを誇り、ラムサール条約にも登録されている中海という、豊かな自然に囲まれた面積約132km<sup>2</sup>、人口約15万人のまちです。

鳥取  
TOTTORI



米子市街地の風景

弥生時代の大規模集落跡や古墳時代の遺跡も数多く発見されているなど紀元前からの歴史を持ち、江戸時代には城下町として繁栄し、その城下町に住む商人によって「商都米子」の礎が築かれました。

その文化や気質を受け継ぎながら、現在では、高

速道路や鉄道、さらには空路・海路の要衝として「山陰の玄関口」の顔を持っています。

### 2 米子市消防団の現状

米子市消防団は、現在4ブロックのもと、28分団（うち女性分団1）、団員512名（うち女性分団21名）で活動しています。

現状では、定員の90%を超えるなど、その機能を満たしてはいるものの、平均年齢は47歳を超え、少子高齢化が進む昨今、より一層、若者や女性等の入団促進など消防団を中核とした地域防災力の充実強化に取り組む必要があります。



米子市消防団

### 3 よなご消防団活性化プロジェクトの概要

平成25年12月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の中に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことができない代替性のない存在」と規定され、消防団への加入促進、公務員の消防団兼職、学校教育・社会教育における防災学習の振興等が求められています。

本市は、平成26年度から鳥取県が取り組む「消防団を中核とする地域防災力強化モデル事業」の事業委託を受け、消防団の活動を発展させようと様々な施策を実施

していますが、その中でも主な施策3点を紹介します。

## 4 米子市消防団少年消防クラブの結成

地元消防団の活動や地域防災の重要性を若い世代に認識してもらい、学習を行うことのほか、将来の入団を促すため、平成26年8月に米子市消防団福生東分団傘下で小学4年生から小学6年生を団員とする少年消防クラブを結成しました。



米子市消防団少年消防クラブ

「自分のふるさと自分たちで守る」という信念のもと、米子市消防団や県西部消防局の指導を受けながら、少年消防クラブ先進地視察や消火体験・規律訓練、夜間パトロールを行っています。

少年消防クラブは、全国に5,000を越える組織がありますが、消防団の下部組織としての結成は鳥取県内初であり、全国的にも極めてめずらしいものと認識しています。

## 5 米子市職員を対象とした消防団体験入団



米子市職員の消防団体験入団

平成23年に発生した東日本大震災や昨今の異常気象により、自治体職員が担う地域住民の安全を確保する役割が増している中、昨年8月に平成26年度新規採用職員を対象に地域防災力の中核という意識付けや消防団への加入促進を目的として、県西部消防局において小型可搬式ポンプの放水体験や訓練見学などの体験入団を実施しました。

## 6 女性分団の活動強化

米子市女性消防団女性分団は、主に広報・啓発分野を担い、幼稚園児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、地域に出向いて防災啓発教養「リスクウォッチ」や「AED指導」などで活躍しています。

また、女性分団独自で編み出した防災意識啓発ダンス「たのしんジャー」を市民へ披露するなど、防災学習の振興を行うとともに、女性分団の活動を広く市民にPRするなどして、女性消防団員の確保を見据えた活動を展開しています。



防災啓発ダンス「たのしんジャー」

## 7 おわりに

消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力を特性とする地域防災力の中心的な担い手となっていますが、少子高齢化、過疎化等の進展、被雇用者の増加等により、将来にわたり消防団員の減少や高齢化など地域防災力の低下が懸念されているところです。

米子市では、米子市消防団を「地域に根ざした消防団」、「市民に頼られる消防団」として発展させるために、今後も様々な施策に取り組んでいきます。

# 災害に強くなる消防の広域化

長野県 上伊那広域消防本部

## 1 上伊那広域消防本部の概要

上伊那広域消防本部は、長野県の南部に位置し、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村の2市3町3村で構成された上伊那広域連合の圏域を管轄しています。

上伊那地域は、ユネスコエコパークに登録された南アルプス、駒ヶ岳ロープウェイと千畳敷カールの中央アルプス、天下第一の桜「タカトオコヒガンザクラ」で有名な高遠城址公園など、自然豊かな資源を有し、美しいふたつのアルプスの山並みや、花や緑に囲まれた豊かな自然環境の中で、地域の伝統や文化を大切にしながら、暮らす人、訪れる人を楽しませる地域です。

管轄人口は約18万6千人、地勢は、東西39.4 km、南北54.7 kmの広がりを持ち、管轄面積は1,348km<sup>2</sup>に及びます。管内標高の最高地点（伊那市塩見岳（東峰）：3,052 m）と最低地点（中川村天龍橋付近：460m）とは2,600 m近い差があり、東西に急峻な山岳エリアを抱える特徴的な地域に、1本部、6消防署を配置し、職員206名にて、地域住民の安心安全の確保に努めています。



「タカトオコヒガンザクラ」の高遠城址公園と南アルプス



夏の中央アルプス千畳敷カール

### 管内図



## 2 広域化に至る経過

平成18年の消防組織法改正以降、全国的に常備消防広域化の検討が進められ、長野県においても、県内を東北信、中南信の2ブロックに再編する検討が進められましたが、諸々の事情により、協議は一旦休止となりました。

しかし、東日本大震災の惨状と、これに立ち向かった消防署員、消防団員、自治体職員の活動について、応援、受援の両面から省みて、消防力の強化と効率化、大規模災害時の受援体制整備のためには、上伊那地域の消防の広域化は不可欠であるとの判断から、平成24年7月に、伊那消防組合と伊南行政組合により「上伊那消防広域化協議会」を設置し、消防組織一本化について検討を進めてまいりました。

平成25年8月には全国初となる「消防広域化重点地域」にも指定を受けるなど、長野県をはじめとした関係各位のご協力により、平成26年1月に「上伊那地域の

消防の広域化に関する協定」を締結しました。平成26年4月には受け皿となる上伊那広域連合に広域消防準備室を設置して移行準備作業を進めるとともに、構成市町村議会の議決を経て、平成27年4月1日に「上伊那広域消防本部」を発足し、業務を開始しました。



上伊那地域の消防の広域化に関する協定締結式（平成26年1月20日）



平成27年4月より運用を開始した  
上伊那広域消防本部・伊那消防署庁舎

### 3 広域化の効果

広域化以前は、北部4市町村、南部4市町村それぞれの枠組みで一部事務組合を構成し、北部の伊那消防組合消防本部は、署員の人事管理も予算も各市町村の権限という「自賄い方式」であり、119番受信業務も3消防署それぞれで実施するなど、非効率な組織運営の改善が永年の課題でありました。また、南部の伊南行政組合消防本部は、本部体制がとられているものの、管轄人口は僅か5万9千人足らずで、今後予想される大災害に対して十分な備えがあるとは言えない状況でしたが、消防の広域化により、次の効果が期待されています。

#### (1) 初動体制の強化

発生事案に対する部隊数が増加したことにより、初動（第1次出動）体制が増強され、併せて第2次出動体制の充実が図られるなど、消防対応力の強化が期待されます。また、組合間における消防相互応援協定の応援手続きが不要になることから、集結時間の短縮が図られます。

#### (2) 管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

従来の管轄区域の制約がなくなったことから、市町村境界や行政区域を超えた活動が可能となり、現場到着時

間の短縮が期待されます。また、広域化に併せて、高機能指令システムを備えた消防指令センターを設置したことにより、災害覚知から現場到着までの時間が短縮され、発生事案に対する的確な部隊出動が可能になります。

#### (3) 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

組合間の応援要請による出動では、指揮命令が錯綜しがちでしたが、消防広域化に伴うスケールメリットを生かし、出動体制及び部隊編成の見直しを行い、管内の2消防署に24時間体制で指揮隊を編成することが可能となりました。これにより指揮命令系統の一元化が図られ、効果的な部隊運用が可能になります。

#### (4) 消防財政の効率化

財政規模の拡大により、特殊車両や高度な施設等が計画的、効果的に整備を図ることが可能となり、更には、重複投資が回避され、構成市町村の財政負担を軽減することが可能になります。



広域化に併せて整備した高機能消防指令センター



上伊那広域消防本部発足式で決意を述べる田畑消防長

### 4 おわりに

新消防本部の発足から1カ月余り、課題も多く日々調整がある状況は否めませんが、上伊那全域が一枚岩となった上伊那広域消防本部が、広域化のメリットを最大限に生かし、あらゆる災害に備え、消防活動体制の強化、火災予防行政の推進、救急高度化のため、培ってきた消防力を磨き、地域住民の安心、安全を守る砦として、その負託にこたえるべく、職員一同、全力で業務に取り組んでまいります。

## 他機関合同連携訓練を実施しました

大和市消防本部

大和市消防署は、災害関係機関と合同で、大規模災害を想定した訓練を大和市消防本部消防防災訓練センターで実施しました。

訓練には、神奈川県警察本部の危機管理対策課即応対策チームと広域緊急援助隊特別救助班（通称：PREX）、米海軍日本管区司令部消防隊、大和市立病院災害派遣医療チーム（通称：DMAT）合わせて約50人が参加し、マグニチュード8の地震が発生し、市内8階建てマンションの1・2階部分が倒壊したことを想定した救出・救護訓練を実施しました。



## 平成26年度火災調査特別研修会の実施

尼崎市消防局

尼崎市消防局では、平成27年3月13日(金)に平成26年度火災調査特別研修会を実施しました。

本研修会は、消防職員として必要な火災調査に関する知識の習得及び技術の向上を目的に実施しています。今回、講師に一般財団法人日本消防設備安全センター違反是正支援センター次長の北村芳嗣氏を招き「火災調査をとりまく課題」と題し、火災調査に長く携わられた経験を踏まえ、情報公開に関することや火災調査時における留意点などについて講義をいただき、消防職員171名（近隣消防本部含む。）が参加するなか、大変有意義な研修会になりました。



研修会の様子

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 遠野市消防本部デジタル無線システム開局

遠野市消防本部

3月24日（火）消防救急デジタル無線・市町村デジタル防災行政無線（移動系）開局式が遠野市総合防災センターで行われました。式典では、本整備工事にご協力をいただいた団体及び個人に、市から感謝状が贈られました。また、セレモニーではテープカット、デジタル無線開局宣言、無線交信のデモンストレーション等を行い、本格的なデジタル無線の運用が開始されました。

本市は、消防・防災無線システムのデジタル化を平成25年度に新設された総務省「無線システム普及支援事業費等補助金」を財源として、全国第1号の交付決定を受けました。今回のシステム導入により、消防救急及び災害時の迅速な情報通信基盤の構築を図りました。



## 酒田市本楯地区無火災千日表彰

酒田地区広域行政組合 消防本部

平成27年4月22日酒田市本楯コミュニティセンターで酒田市本楯地区の無火災千日表彰が行われ、土井消防長から酒田市本楯コミュニティ振興会会長の青葉徹氏へ表彰状と記念品が授与されました。

本楯地区は平成24年7月23日から無火災を続け、平成27年4月19日に1,000日を達成されました。本楯地区は平成10年1月に防災機材庫が整備されたことを契機に自主防災組織が発足、平成21年4月にコミュニティ振興会組織が設立され、住宅用火災警報器の設置にも積極的に取り組み、地区全体で火災予防に努めています。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## ■ 新任教官科 (第8期)

消防大学校では、専科教育において、消防学校教育訓練担当職員を対象とした研修課程で、業務に関する必要な知識及び能力を専門的に修得させ、新任の消防学校教官としての資質を向上させることを目的に「新任教官科」を設置しています。

平成26年度新任教官科においては、学生94名(平成27年3月5日～17日)が、消防大学校での約2週間の全寮制の集合教育を終え、卒業しました。

新任教官科では、講義技術に関すること(教育技法、教育心理学、説得技法等)、学校の運営管理に関すること(メンタルヘルス、体育理論、身体管理、安全管理等)を主眼として教育訓練を実施しています。

講義内容は、最新の消防行政の動向に加え、「消防学校教育訓練の見直し」に関する講義、効果・効率的な教育訓練の方法及び講義の組み立てに関する講義のほか、社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、東京消防庁消防学校の講師による「パワーハラスメント等を理解した教育指導」、弁護士の講師による「パワーハラスメントに関する訴訟事例」の講義、教

官としての説得技術の向上を目的とした「説得技法」等、消防学校の教官として必要な知識の習得に努めました。

課題研究では、消防学校の教官として不安に感じている点や、既に学校教官として抱える問題をテーマにグループ討議を行い、問題解決への糸口を探りました。

今回の研修を受講して、学生からは入校当初の目標を達成することができ、大変有意義であったとの意見が多く寄せられたほか、同じ立場、目標を持った仲間が全国から集い、入校期間中は様々な意見を交わすことができたことは大変貴重であったとの感想も多くみられました。

消防を取り巻く社会環境は複雑多様化する一方、熟練職員の大量退職、市町村消防の広域化等、様々な課題を抱える中、こうした状況に的確に対応していくための人材育成は、従来にも増して重要なものとなっています。

今後は、消防大学校で習得した知識・技術や課題研究での取組みを業務に活かして、全国の消防学校において優秀な消防職員の育成のため、活躍することが期待されます。



東京消防庁消防学校 水越補佐による講義



校長点検の様子



## NBCコース (第4回)

消防大学校では、NBC災害対応資機材を装備する隊の隊長若しくは隊員である者又はそれらの予定者、消防学校におけるNBC災害に関する課程の担当者を対象とした研修課程で、その業務に必要な知識及び能力を修得となる高度な知識及び能力を習得させることを目的に「NBCコース」を実施しています。

平成26年度NBCコースにおいては、全国より集まった65名（平成27年3月4日から3月17日）が、消防大学校での約2週間の全寮制の集合教育を終え、修了しました。

講義内容は、最新の救助行政の動向に加え、「消防・救助技術の高度化等検討会報告書（平成26年3月）」によるNBC災害のマニュアルの見直しに関する講義のほか、NBC災害時における初動対応・安全管理・医療対策、特殊災害発生時の関係機関の相互広域体制、惨事ストレス対策等、必要な知識の習得に努めました。

実科訓練では、NBC資機材の取り扱いとして、擬材を使用して実際に測定を行う内容の訓練に取り入れ、活動技術の向上を図り、東京消防庁第三消防方面本部におけるBC災害対応訓練（校外研修）、横浜市消防局によるC災害対応訓練、横須賀市消防局によるN災害対応訓練と、各種災害の活動要領について御教授いただき、総合訓練として、ブラインド型訓練を実施し、初動対応及び現場管理の対応能力の向上に努めました。

今後は、消防大学校で修得した高度な知識と磨きをかけた判断力に加え、全国の仲間から得た情報を活かし、全国各地域で安心と安全の確保・維持のため活躍することが期待されます。



東京消防庁第三方面本部におけるBC災害対応訓練



横浜市消防局によるC災害対応訓練



横須賀市消防局によるN災害対応訓練



総合訓練の様子

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712





# 最近の報道発表 (平成27年3月25日～平成27年4月24日)

## <総務課>

27.4.11	<u>第24回危険業務従事者叙勲 (消防関係)</u>	第24回危険業務従事者叙勲 (消防関係) 受章者は、621名で勲章別内訳は次のとおりです。 ・瑞宝双光章 330名 ・瑞宝単光章 291名
---------	-----------------------------	---

## <消防・救急課>

27.3.31	<u>消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正等</u>	今年度で開催した「消防学校における教育訓練に関する検討会」での検討結果等を受け、消防学校の施設、人員及び運営の基準 (昭和46年消防庁告示第1号) 及び消防学校の教育訓練の基準 (平成15年消防庁告示第3号) の一部を改正しました。
27.3.25	<u>「消防学校における教育訓練に関する検討会」報告書の公表</u>	近年の複雑多様化する災害や消防業務の高度化等を踏まえ、消防学校における消防職員の教育訓練内容や教育訓練に必要な施設、人員等について検討を行うため、「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催しました。 この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

## <救急企画室>

27.3.31	<u>「平成26年の救急出動件数等 (速報)」の公表</u>	平成26年中の救急出動件数等の速報を取りまとめましたので公表します。
27.3.30	<u>「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」の公表</u>	救急出動件数は年々増加しており、今後も高齢化の進展等を背景に救急需要の増大が見込まれる中、救急業務を取り巻く諸課題について検討するため、消防庁では昨年度に引き続き「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。 この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

## <予防課>

27.3.31	<u>大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会報告書の公表について</u>	「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」の報告書「大規模地震時の電気火災の発生抑制対策の検討と推進について」が取りまとめられましたので公表いたします。
27.3.30	<u>「対象火気設備等技術基準検討部会報告書」の公表</u>	消防庁では、ガスこんろ等の位置等の基準を定める省令の施行から10年以上が経過し、当初想定していなかった設備 (ガスグリドル付こんろ、大容量のIH調理器) に対応するとともに、蓄電池設備に関する規制の合理化を図るため、「対象火気設備等技術基準検討部会」を開催し、検討を行ってきました。 この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

## <危険物保安室>

27.4.10	<u>危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) に対する意見募集</u>	消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) の内容について、平成27年4月11日から平成27年5月15日までの間、意見を募集します。
27.3.26	<u>「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表</u>	消防庁では、平成26年5月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきましたが、この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので公表します。
27.3.26	<u>「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討報告書」の公表</u>	消防庁では、危険物施設への太陽光発電設備の設置要望が増えていることを踏まえ、危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出し、危険物施設の安全対策のあり方について検討しました。 この度、報告書が取りまとめられましたので、公表します。

## <特殊災害室>

27.3.27	<u>「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の公表</u>	消防庁では、石油コンビナート等における防災の確保を目的として、総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、災害時の一元的な連絡調整等を行う組織である石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練のあり方について検討を行ってきました。 この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。
27.3.27	<u>「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会報告書」の公表</u>	消防庁では、放射性物質や放射線の環境下における消防活動において、より安全かつ効果的・効率的に実施することが期待できる対応資機材について、「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。 この度、本検討会の結果を報告書として取りまとめましたので、公表いたします。



## 報道発表・通知等



### <防災課、防災情報室>

27.4.10	「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」報告書の公表	消防庁に設置した「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」において、この度、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
---------	--	--

### <参事官>

27.3.30	「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会報告書」の公表	消防庁では、広島市土砂災害等の大規模な土砂災害時において、消防機関が救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領を策定するため、「土砂災害時の救助活動のあり方に関する検討会」を開催し、その方策について検討を行いました。 このたび、本検討会において報告書がとりまとめられましたので、公表します。
---------	-------------------------------	---

### <国民保護室>

27.4.14	大規模イベント開催時の危機管理等における消防機関のあり方に関する研究結果	消防庁では、2019年のラグビーワールドカップや2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会という大規模イベントの開催に向けて、消防機関等が今後取り組むべき課題及び対応策をとりまとめましたので公表します。
---------	--------------------------------------	--

### <広域応援室>

27.4.22	緊急消防援助隊の登録隊数（平成27年4月1日現在）	平成27年4月1日現在における緊急消防援助隊の登録数は、742消防本部の4,984隊（重複登録を除く。）となり、平成26年4月1日の登録数（4,694隊）より290隊増加しました。
27.4.22	「ドラゴンハイパー・コマンドユニット」の車両公開	東日本大震災での教訓を踏まえ、特殊災害の対応に特化した部隊であるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核車両が完成したので、報道機関の皆さまに公開します。

## 最近の通知（平成27年3月25日～平成27年4月24日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成27年4月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	消防用設備等の設置に係る金融上の措置について（情報提供）
消防消第61号 消防大第44号	平成27年3月31日	都道府県消防防災主管部（局）長	消防庁消防・救急課長 消防庁消防大学校副校長	消防学校を支援するための人材活用スキームについて
消防消第60号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 （消防学校設置市）消防長	消防庁消防・救急課長	「消防学校の教育訓練の基準」の教育指標の一部改正について（通知）
消防消第59号	平成27年3月31日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正について（通知）
消防災第51号 消防広第76号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長 消防庁広域応援室長	緊急消防援助隊の強化と併せた都道府県の災害応急対策の見直しについて
消防広第74号	平成27年3月31日	各都道府県知事 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁長官	緊急消防援助隊運用要綱の見直しについて（通知）
消防広第68号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁広域応援室長	大規模災害時等における都道府県内の消防広域応援体制の強化について（通知）
消防予第137号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	「査察規程の作成例」の送付について（通知）
事務連絡	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドラインに係る執務資料の送付
消防予第136号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築について
事務連絡	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	違反対象物に係る公表制度の実施検討状況調査の結果について



発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管課	消防庁予防課	重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査の結果について
消防予第134号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について（通知）
消防予第133号	平成27年3月31日	各都道府県知事	消防庁次長	違反対象物に係る公表制度の実施の推進について（通知）
事務連絡	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	平成27年度違反是正推進に係る弁護士相談事業における補正事項について
消防予第132号	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成27年度違反是正推進に係る弁護士相談事業の実施について（通知）
事務連絡	平成27年3月31日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁総務課	平成27年度消防庁広報テーマについて
消防広第63号	平成27年3月30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長	消防庁広域応援室長	平成27年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について（通知）
消防特第44号	平成27年3月30日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	石油コンビナート等防災本部の機能強化のための訓練の充実について（通知）
消防予第130号	平成27年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）
消防予第129号	平成27年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）
事務連絡	平成27年3月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の参考資料の送付について
消防危第54号	平成27年3月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	平成27年度危険物事故防止アクションプランの取組について
消防災第44号	平成27年3月25日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	融雪出水期における防災態勢の強化等について（通知）
中消防第6号	平成27年3月25日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	融雪出水期における防災態勢の強化について
消防予第127号	平成27年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の非常電源として用いる自家発電設備の出力算定の一部改正について（通知）
消防予第126号	平成27年3月25日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	加圧送水装置の基準の一部改正に係る運用上の留意事項について（通知）

## 広報テーマ

5 月		6 月	
①住宅用火災警報器等の普及促進	予防課 防災課 地域防災室	①危険物安全週間	危険物保安室 防災課
②風水害への備え		②津波による被害の防止	
③e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ			



## 住宅用火災警報器の普及促進について (住宅防火防災推進シンポジウムの紹介)

予防課

### 概要

消防庁及び住宅防火対策推進協議会は、平成18年度より住宅防火対策の重要性を周知し、住宅用火災警報器(以下「住警器」)、住宅用消火器、防災品等の普及を図るため、住宅防火防災推進シンポジウム(以下「シンポジウム」)を開催しています。

ここでは、平成26年度に全国7カ所で開催されたシンポジウムの中から、宮城県会場の様子をご紹介します。平成26年11月26日(水)、仙台市福祉プラザ2階「ふれあいホール」において、平成26年度住宅防火防災推進シンポジウムを開催しました。

地域の住民の方々が多数参加され、予定していた以上の来場者となり大盛況となりました。なお、平成27年度は、当該シンポジウムを全国4カ所で開催する予定です。

### 内容

#### (1) 基調講演

講師に東京理科大学総合研究機構の菅原進一教授を迎え、最近の火災の傾向と注意点、住警器の効果などについて講演をいただきました。

#### (2) トークショー

ダニエル・カール氏が仙台市消防局予防部長、地元女子大生と対談形式でトークショーを行いました。トークショー中には、奥州仙台おもてなし集団「伊達武将隊」が特別出演し、会場が大いに盛り上がりました。

#### (3) パネルディスカッション

アメリカの消防事情に詳しい山形弁研究家のダニエル・カール氏のほか、消防庁、仙台市消防局、仙台市婦人防火クラブ連絡協議会、(株)シティーエフエムパーソナリティ、声優(仙台シネマ劇場版「Wake Up,Girls! 7人のアイドル」)の方が、「地域ぐるみで考えよう!住宅防火と防災対策」をテーマに住宅火災の現況、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の必要性、震災時の防火防災対策、その他住宅用防災機器や防災品の重要性等について議論しました。パネルディスカッションの最後には、参加者全員による「防災がんばっぺ!」のエールコールを行い、住宅防火防災への意識高揚を図りました。



地域における防火防災の重要性を訴えるダニエル氏



特別出演の伊達武将隊



会場一体となりエールコール。「防災がんばっぺ!」

#### 問合わせ先

消防庁予防課予防係 森野  
TEL: 03-5253-7523



## 風水害に対する備え

### 防災課

我が国では毎年、台風や梅雨前線などの影響により多量の降雨があります。昨年は、台風第8号の影響により、全国的に多数の浸水被害が生じたほか、長野県南木曾町においては、土石流が発生して1名の方がお亡くなりになりました。8月には、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となり、広島県広島市では、大規模な土砂災害が発生し、死者74人（広島市安佐南区68人、安佐北区6人）、負傷者69人（重傷47人、軽傷22人）と甚大な被害が生じました。

また、8月の台風第12号及び台風第11号により、北日本から西日本の広い範囲で大雨となり、特に四国地方では、降り始めからの雨量が1,000mmを超える状況となったほか、10月には台風第18号、第19号が日本列島に上陸し、全国各地において、土砂崩れや浸水被害等が生じました。

#### 洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生します。また、短期間に局地的に激しい雨が降り注いだ場合には、山間部や都市部の中小河川に一気に流れ込み、平常時には川遊びができるような穏やかな河川が増水して勢いを増し、氾濫して流域に甚大な被害をもたらすこともあります。

#### 土砂災害

大雨により、地中に含まれる水の量が多くなると土砂災害が発生しやすくなります。大雨のときには、土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂災害に厳重に警戒する必要があります。

土砂災害から命を守るためには、日頃から住民の皆様が自らお住まいの地域について「土砂災害（特別）警戒区域」に指定されているかなど、土砂災害の危険性について正しく認識していただくとともに、避難場所・避難経路等をあらかじめ確認しておくようにすることが非常に重要です。

※内閣府提供



平成26年8月の台風第11号による浸水被害（高知県四万十町）

#### 早めの避難が命を救う

風水害による人的被害を減らすには、早めの避難が欠かせません。市町村から避難勧告・指示などの発令があった場合は、すぐに安全な場所に避難しましょう。また、気象情報や市町村からの情報等をチェックし、少しでも危険と思われる場合は速やかに避難することが重要です。

平成25年8月から「特別警報」が運用されていますが、特別警報が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとる必要があります。

危険が迫る前に避難を完了しておくことが一番ですが、暗い時間帯や、雨が降る中、避難をしなければならない場合も考えられますので、避難所の位置や、避難所までの道筋を日頃から確認しておくことが重要です。

浸水等により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接する建物の2階以上へ緊急的に避難するなど、臨機応変な対応をとる必要があります。

#### 災害による被害を減らすためにできること

災害による被害を最小限にとどめるためには、地域住民の皆さん一人ひとりが災害に対して日頃から備えておくことが必要です。

また、災害時の避難において支援を要する方々が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

都道府県や市町村では、総合防災訓練や防災に関する講演会・展示などのイベントを実施しています。また、地域の自主防災組織でも防災訓練が実施されていますので、こうしたイベントや訓練にぜひ参加して、いざという時に取るべき行動などを今一度確認してみてください。

※内閣府提供



平成26年8月の広島市土砂災害

#### 問合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課 吉野、森田  
TEL: 03-5253-7525



# e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ

## 地域防災室

「防災・危機管理e-カレッジ」は、その名前のとおり、防災の知識や災害時の危機管理について、いつでも、誰でも、無料で学習できるインターネット上のサイトです。防災業務に携わる方だけでなく、広く住民の方にも災害への認識や必要な知識、技術を習得できるよう様々な内容から構成されています。

昨年度は以下のコンテンツを新たに追加しています。

- ①「消防団員のための教育用教材」
  - ②「分団指揮課程事前学習課題教材」
- また、スマートフォンからの閲覧にも対応していますのでぜひ下記URLにアクセスしてみてください。

<http://open.fdma.go.jp/e-college/>

The screenshot shows the homepage of the 'e-college' website. At the top, there's a navigation bar with '総務省消防庁' (FDMA) and 'e-カレッジへようこそ!' (Welcome to e-college!). Below that, a banner image shows a night scene with a lightning bolt. The main content is organized into several sections:
 

- 入門コース (Introductory Course):** Includes '防災の基礎知識' (Basic disaster knowledge), '風水害から身を守る' (How to protect yourself from floods and typhoons), and '大地震を3日生き延びる!' (Surviving a major earthquake for 3 days!).
- 一般コース (General Course):** Includes '基礎を学ぶ' (Learn the basics), '東日本大震災に学ぶ' (Learn from the Great East Japan Earthquake), 'いざという時に役に立つ知識' (Knowledge that is useful when it counts), and '深く学ぶ' (Learn deeply).
- 専門コース (Specialized Course):** Includes '大地震に備えた資格' (Qualifications for earthquakes), '地方公務員の方へ' (For local government employees), '消防団員の方へ' (For fire brigade members), and '消防士の方へ' (For firefighters).

 There are also buttons for 'サイトマップ' (Site map), 'ダウンロード' (Download), and 'Information'.

The screenshot shows a specific page titled '消防団員の方へ' (For Fire Brigade Members). It features a header image of fire brigade members in uniform. Below the header, there's a navigation menu with options like 'コース概要' (Course overview), '進修コース' (Advanced course), and '中級コース' (Intermediate course). The '進修コース' section lists several courses:
 

- 1. 導入 (Introduction)
- 2. 訓練形式 (Training format)
- 3. 消防設備 (Fire equipment)
- 4. 消火活動 (Firefighting activities)
- 5. 救急活動 (First aid activities)
- 6. 安全確保 (Safety assurance)
- 7. 防災対策 (Disaster countermeasures)

 There are also buttons for 'ダウンロード' (Download) and '学習管理システム' (Learning management system).

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 山野、荒木  
TEL: 03-5253-7561

# 無防備な 心に火災が かくれんぼ

2015年度 全国統一防火標語

松岡 茉優

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2015年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アサヒ損保/朝日火災/アコム損保/イーデザイン損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/共栄火災/ジェイアイ/セコム損害保険/セン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン日本興亜/そんほ24/大同火災/東京海上日動/トリア再保険/日新火災/日本地産/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保

損害保険に関するお問いこは 0570-022808 (そんほADRセンター)



火災に備えるには—  
損害保険トータルプランナーは、火災などのリスクコンサルティングスキルを習得した、損保協会が実施する専業人員の最高峰です。

後援: 消防庁  
Fire and Disaster Management Agency  
住宅用火災警報器を設置しましょう。